

ガス事業法における手続き等について (旧簡易ガス事業関係)

1.各種手続き・・・・・・・・・・P4	5.部門別/資産額/収支計算報告・・・P49
2.小売指針・取引指針・・・・P14	6.一の団地・・・・・・・・・・P54
3.供給計画・・・・・・・・・・P28	7.立入検査結果・・・・・・・・・・P75
4.指定解除に係る定期報告・・・P37	

令和元年 1 1 月 2 0 日

(一社)日本コミュニティーガス協会関東支部 総合研修会資料
関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課

※産業保安監督部及び電力・ガス取引等監視委員会所管の手続き等は本資料には掲載しておりません

(はじめに) 本資料について

- ・ 記載する用語の定義は以下の通り。

「法」 平成29年4月1日以降の[ガス事業法](#)

「旧法」 平成29年3月31日以前のガス事業法

「改正法」 [電気事業法等の一部を改正する等の法律](#)

「令」 [ガス事業法施行令](#)

「施行規則」 平成29年4月1日以降の[ガス事業法施行規則](#)

「小売指針」 [ガスの小売営業に関する指針](#)

※法令については「電子政府の総合窓口」(以下URL)で検索可能。

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/

- ・ 旧簡易ガス事業者が営む「地点群」について、法令での用語ではないが一部「団地」と表記する。

ガス事業における法体系

ガス事業法

- ◆ガス事業の登録
(登録内容変更、合併、分割、全団地承継、休止、廃止、解散)
- ◆供給計画の届出
- ◆供給能力の確保
- ◆料金その他供給条件の自由化
- ◆事前説明、契約後の書面交付
- ◆苦情等の処理
- ◆名義の利用等の禁止

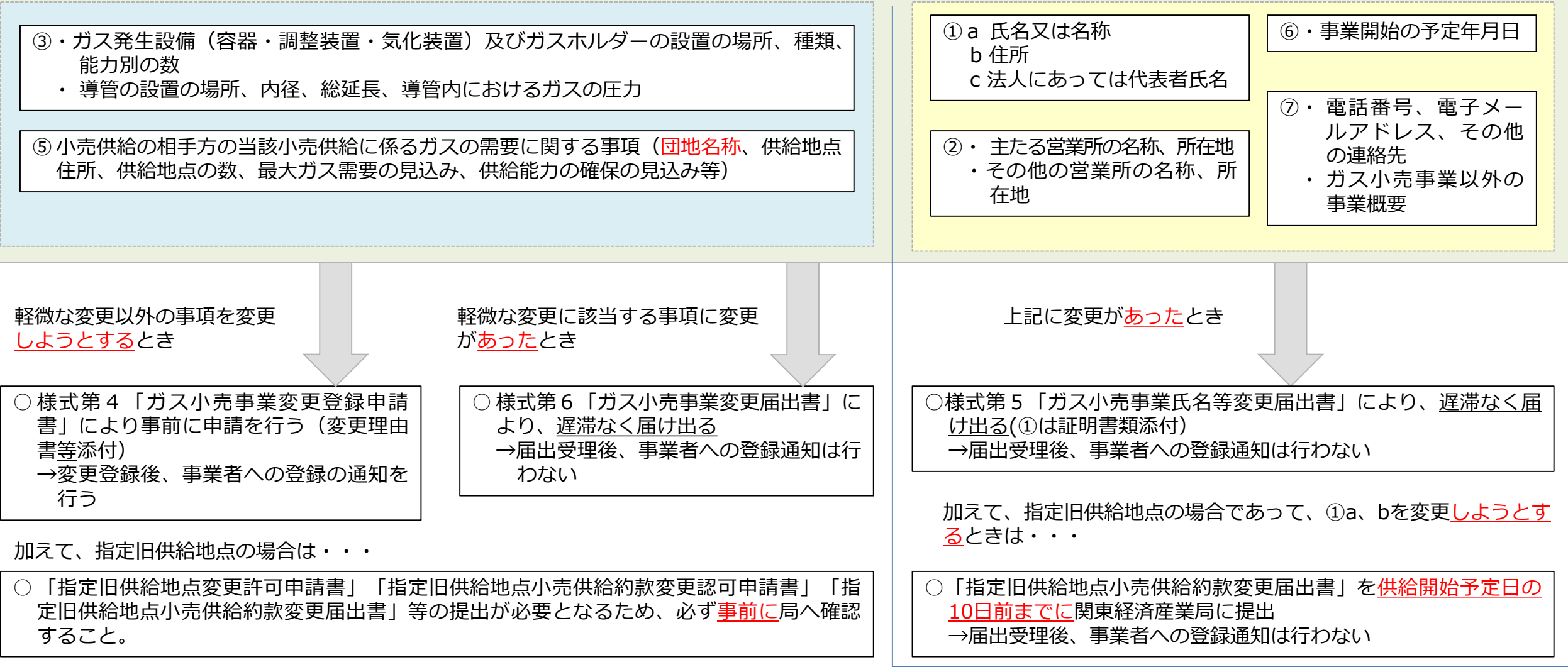
改正法、旧法

- ◆経過措置団地が対象(解除団地は対象外)
- ◆ガス事業の許認可
(地点変更、合併、分割、団地譲渡譲受、休止、廃止、解散)
- ◆料金その他供給条件は約款(認可制)
- ◆供給義務
- ◆収支計算、資産額、部門別の報告

1.各種手続き

登録事項の変更（法第4条）に係る手続フロー（旧簡易ガス）

登録事項（法第4条第1項） <※①～⑦は第1項の各号を示す>

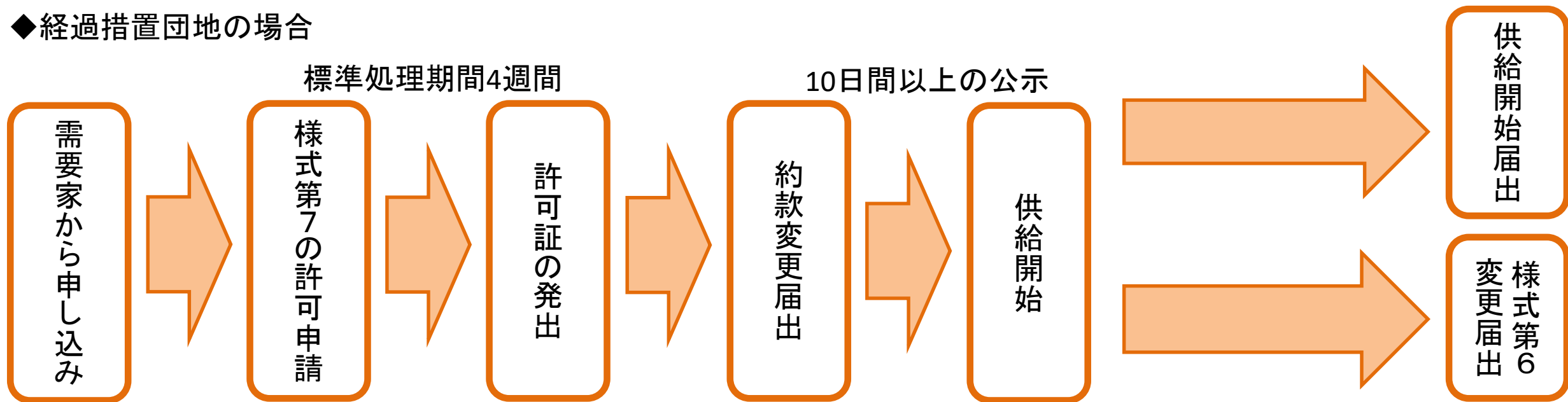


【参考】軽微な変更（施行規則第7条第1項）

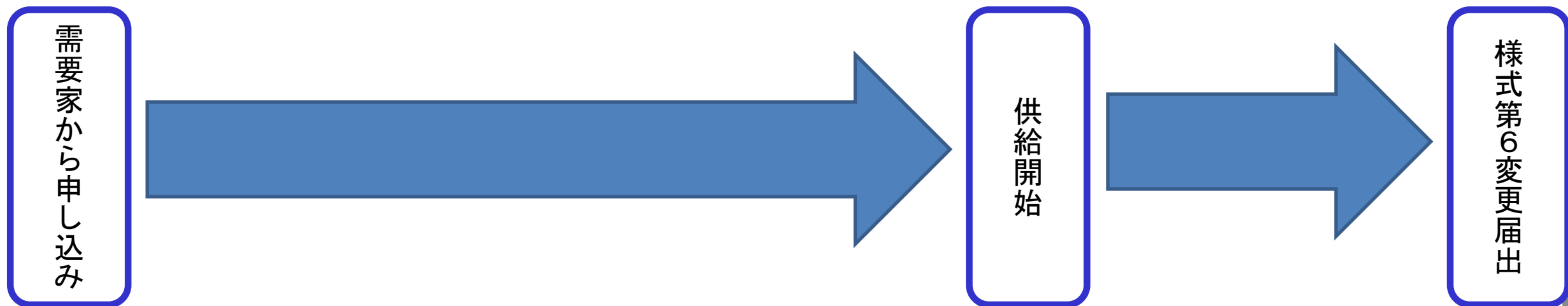
- ・ 変更後の最大ガス需要の見込み<直近（登録の）供給能力値
- ・ 変更後の供給能力の見込み> 直近（登録の）最大ガス需要値
- ・ 供給地点の数の変更であって、変更後の最大ガス需要の見込み<直近（登録の）供給能力値

(参考 1) 地点増場合の手続きのイメージ

◆経過措置団地の場合



◆経過措置対象でない団地の場合



手続きの具体例（1/4）

- ①～⑦に該当する場合、**様式第6「ガス小売事業変更届出書」**の提出が必要

- ① 特定ガス発生設備の増設や、場所の移動を行う場合
- ② 自然気化を強制気化にする場合、またはその逆の場合
- ③ 調整器、気化器を交換する場合や増設する場合
- ④ シリンダーの設置本数を変更する場合
- ⑤ 貯槽の容量や設置個数を変更する場合
- ⑥ 貯槽からシリンダーに変更する場合、またはその逆の場合
- ⑦ 本支管を撤去する場合や延長する場合、口径を変更する場合

手続きの具体例（2/4）

- ⑧～⑪に該当する場合、様式第6「ガス小売事業変更届出書」の提出が必要
- ⑫に該当する場合、様式第4「ガス小売事業変更登録申請書」の提出が必要

⑧地点の増減がある場合（登録地点内の分割・統合を含む）

⑨最大ガス需要の見込みに変更がある場合（※P9を参照）

当該年度の需要量増加によるピーク月1地点当たりの平均ガス需要量の増加等

⑩地点群の名称が変更になる場合

※小売供給を行おうとする地域に新団地名、備考欄に旧団地名を記載

⑪地点群を廃止する場合

⑫地点群が増える場合（せり上がり、集合住宅及び他事業者団地の獲得等）

特定ガス発生設備の種類及び能力別の数の選定根拠(自然気化)

地点群名称

1. 特定ガス発生設備 調整装置能力	50 1次側 2次側	kg 容器	片側 kg/h kg/h	2系列 kg/h kg/h kg/h
-----------------------	------------------	-------	--------------------	-----------------------------

2. 特定ガス発生設備の能力別の数の選定根拠

(イ) 条件	ガスの種類	液化石油ガス	地点	いい号 (P.P95%以上)
	供給地点数		地点	
	ピーク月1地点当たりの平均ガス需要量		℃	月
	ピーク時の平均気温		kg/h	
	50kg容器1本当たりの発生能力		m ³ /kg	
	産気率			kg/月 m ³ /月

(ロ) ピーク月1日平均ガス需要量

$$\frac{\text{ピーク月1地点当たり平均ガス需要量}}{\text{ピーク月日数}} \times \text{地点数}$$

新たに作成する場合、需要量の想定については、各社が適当な根拠をもった数字とすること。行政から根拠を求められることがあるため、注意すること。

(ハ) ピーク日ガス需要量

$$\frac{\text{ピーク月1日平均ガス需要量}}{\text{kg/日}} \times$$

(ニ) ピーク時平均ガス需要量

$$\frac{\text{ピーク日ガス需要量}}{\text{kg/日}} \times 0.16$$

(例)
・近隣の同一規模の簡易ガス団地の需要量
・当該簡易ガス団地の所在地の県の3年間の12月～2月の使用量の平均(生産動態統計を参考)
・当該団地における実績値(増えた場合には変更手続きが必要)

(ホ) 発生量より算出する必要容器本数

$$\frac{\text{ピーク時平均ガス需要量}}{\text{容器1本当たり発生量}} = \text{本}$$

よって片側

以上を設置する。

(ヘ) 容器交換周期

$$\frac{1 \text{ 系列設置本数} \times 50 \text{ kg}}{\text{ピーク月1日平均ガス需要量}} \times \text{本} = \text{日}$$

(ト) 最高ピーク時ガス需要量

$$\frac{\text{ピーク日ガス需要量}}{\text{kg/日}} \times 0.25 (\text{最高ピーク時率}) = \text{kg/h}$$

(チ) 調整装置能力

$$\frac{\text{最高ピーク時ガス需要量}}{\text{kg/h}} \times 1.3 (\text{安全率}) = \text{kg/h} \geq \text{kg/h}$$

∴ 機器の能力の変更が必要です。

1次側と2次側で小さい方になっているか確認
(ガス発生能力の上限として適切な数字になっているか)

手続きの具体例 (3/4)

手続きの具体例（4/4）

- ⑬～⑯に該当する場合、**様式第5「ガス小売事業氏名等変更届出書」**の提出が必要

- ⑬会社に関する以下の事項が変更になる場合
名称（組織編成等） 所在地（移転等） 代表者氏名（異動等）
- ⑭営業所に関する以下の事項が変更になる場合
主たる営業所、その他営業所の名称（組織編成等）
主たる営業所、その他営業所の所在地（移転等）
- ⑮登録した以下の連絡事項に変更があった場合
電話番号 電子メールアドレス その他の連絡先
- ⑯（変更）登録時に記載したガス小売事業以外の事業概要が変更になった場合
電力事業の開始 飲料水販売の開始 等

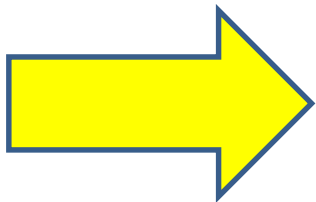
小売事業者としての需要家に対する説明等について

- ・ 法第14条の要約

小売事業者等は料金その他の供給条件について、基本的には書面を交付した上で、需要家に説明しなければならない。

- ・ 法第15条の要約

小売事業者等は小売供給契約を締結したとき、基本的には書面を交付しなければならない。



契約内容を変更する場合も同様！！

災害時における特別供給条件の認可申請について (経過措置団地のみ)

・ 旧法第37条の6の2ただし書き後段

**特別の事情※がある場合における供給約款の供給条件以外の方法
による供給条件の設定**

※特別の事情

- ・ 災害救助法の適用
- ・ 移動式ガス発生設備によるガスの供給 等

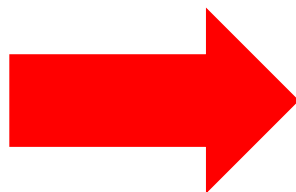
＜特別供給条件の例＞

- 支払い期限の延長
- ガスを利用しなかった料金算定期間における基本料金の免除
- 応急的なガス工事に係る費用を事業者が負担

事業者の合併に関する手続きについて (経過措置団地を有する事業者のみ)

・旧法第 10 条第 2 項 (旧法第37条の7 第 1 項において準用)

事業者の法人の合併及び分割（事業の全部または一部を承継するものに限る。）は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。



ガス事業者以外（液石法のみ等）
との合併でも申請が必要！！

経過措置団地を持っている場合、100%子会社との合併でも手続きが必要となります。（事前申請）

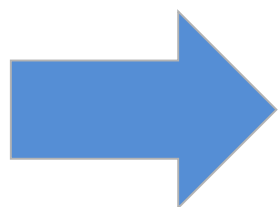
※法人の合併・分割が生じる場合には事前にご相談ください。

2. ガス小売営業について (小売指針・取引指針)

ガスの小売営業に関する指針（平成29年1月制定） （経済産業省）

目的

小売の全面自由化に伴い、様々な事業者がガス事業に参入することを踏まえ、関係事業者がガス事業法及びその関係法令を遵守するための指針を示すとともに、関係事業者による**自主的な取組を促す**指針を示すものであり、これによって、ガスの需要家の保護の充実を図り、**需要家が安心してガスの供給を受けられるようにする**とともに、ガス事業の健全な発達に資する



- ・違反した場合には以下の措置の適用
業務改善命令（ガス事業法第20条）
業務改善勧告（同法第178条1項）

ガスの小売営業に関する指針

大きく以下の5つで構成されている

①需要家への適切な情報提供

②営業・契約形態の適正化

③契約内容の適正化

④苦情・問合せへの対応の適正化

⑤契約の解除手続等の適正化

①需要家への適切な情報提供（その１）

例１）スイッチングをする際には、契約解除に伴い既存設備の撤去費用又は違約金等の支払いを切替前の事業者から求められる場合があることを、切替後の事業者が説明を行うことが望ましい。

例２）契約時には、供給条件の記載した書面を交付すること。
この時、特に重要である料金に関する条件は必ず記載をする。
※契約の際に、期間を定めてその間一切契約を解除できない仕組みを作ることは問題になる。

 新規契約の場合、供給条件の説明には単に情報の伝達ではなく、十分に理解したうえでの契約であることが必要

①需要家への適切な情報提供（その２）

例３）例外的な場合を除き、需要家に対して、契約前に書面を提示して説明を行うとともに契約後、当該書面の交付を行わなければならない。

（説明を省略できる場合）

- ・料金ほか供給条件について一切の変更をせずに当該小売供給契約の期間の延長のみを更新する場合
- ・既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合

例）これまでガス小売事業者自らのコールセンターが需要家からの問合せ等に応じていたが、これを外部委託することになったため、連絡先が変わるという場合

ただし、特に重要な供給条件の変更（料金等）の場合は、**変更について十分認識**したといえるような方法での説明が必要

- ・法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合

ただし、上記に該当する場合であっても、**需要家が承諾しない場合には、説明を行う必要がある。**

（以下のページは、特に必ず一読してください）

ガスの小売営業に関する指針（平成29年1月制定）

P 28～38

【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】

適正なガス取引についての指針（平成31年1月15日最終改定） （公正取引委員会・経済産業省）

目的

ガス事業法を所管する通商産業省（現経済産業省）と独占禁止法を所管する公正取引委員会がそれぞれの所管範囲について責任を持ちつつ、**相互に連携する**ことにより、ガス事業法上の業務改善命令等の発動基準及び独占禁止法上問題となる行為を明らかにするにとどまらず、ガス事業法及び独占禁止法と**整合性のとれた適正なガス取引**について本指針を取りまとめた。

適正なガス取引についての指針

構成

①小売分野、②卸売分野、③製造分野及び④託送供給分野の各分野に区分した上で、次のような内容のものとする。

ア 総論として、基本的な考え方を明示する。

イ 各論として、上記の各分野ごとにガス市場を競争的に機能させていく上で事業者が自主的に行うことが望ましいと考えられる行為を示した上で、ガス事業法上又は独占禁止法上問題とされるおそれがある事業者の行為を示すとともに、一定の場合にはガス事業法上又は独占禁止法上問題とならない旨を例示する

適正なガス取引についての指針

例 1) 切替前の事業者は、需要家からの解除の意思表示があった場合には速やかに手続きを行うこと。引き留めのために原価より安い価格の提示をすることは禁止する。

例 2) ガス小売事業者が、他の事業分野の事業者と業務提携を行うことにより自己のガスと併せて他の商品又は役務を販売する場合において、当該業務提携を行う事業者に対して、他のガス小売事業者との業務提携を行わないこと又はその内容を自己との提携内容よりも不利なもの（例えば、自己との業務提携の際よりも他の商品又は役務の割引額を低く抑えるなど）とすることを条件とすることにより、他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるときには、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引、排他条件付取引、取引妨害等）。

大企業・親事業者の働き方改革に伴う 下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止について

「働き方改革」を阻害する不当な行為を しないよう気を付けましょう!!

以下の行為は、下請法や独占禁止法で定める禁止行為に該当する可能性があります。

01 買いたたき

(下請法第4条第1項第5号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

事例① 短納期発注による買いたたき

発注者は、短納期発注を行い、受注者は休日対応することを余儀なくされ、人件費等のコストが大幅に増加したにもかかわらず、通常の単価と同一の単価を一方的に定めた。



事例② 業務効率化の果実の摘み取り

発注者は、受注者から社外秘である製造原価計算資料、労務管理関係資料等を提出させ、資料を分析し、「利益率が高いので値下げに応じられるはず」などと主張し、著しく低い取引対価を一方的に定めた。



02 減額

(下請法第4条第1項第3号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

事例③ 付加価値の不払

発注者は、書面において短納期発注については「特急料金」を定めていたところ、受注者に対して短納期発注を行ったにもかかわらず、「予算が足りない」などの理由により、特急料金を支払うことなく、通常の代金しか支払わなかった。



03 不当な給付内容の変更・やり直し

(下請法第4条第2項第4号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

事例④ 直前キャンセル

発注者は、受注者に対して運送業務を委託しているところ、特定の荷主の荷物を集荷するために、毎週特定の曜日に受注者のトラックを数台待機させることを契約で定めていた。当日になって「今日の配送は取りやめになった」と一方的にキャンセルし、その分の対価を支払わなかった。



04 受領拒否

(下請法第4条第1項第1号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

事例⑤ 短納期発注による受領拒否

発注者は、発注後、一方的に納期を短く変更し、受注者は従業員による長時間勤務によって対応したが、その納期までに納入が間に合わず、納入遅れを理由に商品の受領を拒否した。



05 不当な経済上の利益提供要請

(下請法第4条第2項第3号・独占禁止法第2条第9項第5号ロ)

事例⑥ 働き方改革に向けた取組のしわ寄せ

発注者は、商品の発注に関するデータの自社システムへの入力業務を発注者自ら行うべきであるにもかかわらず、受注者に対して無償で行わせた。



11月は「しわ寄せ防止 キャンペーン月間」です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。



大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や
急な仕様変更などはやめましょう！

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



(しわ寄せ防止特設サイト)



厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法（平成4年法律第90号）」が改正され（平成31年4月1日施行）、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう！

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の **適正なコストは親事業者が負担すること**。
- 親事業者は、下請事業者の **「働き方改革」を阻害する** 不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば… ● 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう！

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう **長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること**。
- 発注内容を変更するときは、**不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること**。

③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう！

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、**人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇**について、**その影響を反映するよう協議**すること。

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や
急な仕様変更などはやめましょう！

下請振興法の 「振興基準」とは？

平成30年12月に振興基準が改正されました！

下請振興法の「振興基準」とは？

- 親事業者と下請事業者の、望ましい取引関係を定めています。
- 下請法とは異なり、資本金が自己より小さい中小企業者に対して製造委託等を行う幅広い取引が対象となります。

※「振興基準」：下請中小企業振興法第3条第1項に並び、経済産業大臣が制定（経済産業省告示）。

改正のPOINT

- 大企業間の取引についても手形払いを現金化に！
- 型代金は、下請事業者から一括払いの要望があれば、速やかに支払うよう努めること！
- 「働き方改革」への対応によって、下請事業者に不利益になるような取引を行わないこと！

01 親事業者と下請事業者は共存共栄！

親事業者は、「働き方改革」や生産性の向上に取り組むことが出来るよう、下請事業者への訪問や面談を欠かさないように心がける。



02 発注内容は明確にしましょう！

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努める。
- 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないように十分に配慮する。
- 取引の停止、又は大幅に減少しようとする場合には、経営に影響を及ぼさないよう十分な猶予を持って予告する。



03 一方的な原価低減要請は止めましょう！

親事業者は、原価低減要請をするとき、経済合理性や十分な協議を欠いた要請はしない。

例えば・・・

- 原価低減目標の数値のみを表示する。
- 原価低減要請に応じることを発注継続の前提とする。
- 文書や記録を残さない（口頭で削減額を示唆）等

原価低減にあたっては十分に協議してほしい。でも、要望は知られらるものかな...



04 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう！

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇について、その影響を反映するよう協議する。



05 金型・木型の保管コストは親事業者が負担しましょう!

- 金型などの保管は、双方が十分に協議して、方法や費用負担を明確に定める。
- 親事業者の事情によって下請事業者にその保管を求めている場合には、**親事業者が費用を負担する。**



06 支払いは現金! 手形の場合、親事業者が割引料の負担をしましょう!

- 下請代金の支払いは**可能な限り現金**にする。
- 手形などによる場合は、**割引料を下請事業者に負担させることがないようにする。**
- 手形サイトは120日(紙結業においては90日)を超えてはならないことを当然として、**将来的に60日以内とするように努める。**



- NEW** 大企業は率先して、大企業間の取引においても手形払いの現金化などの支払条件の見直しなどを進める。
- NEW** 親事業者が型を製造委託した場合、下請事業者に代金を**60日以内**に支払う。
- NEW** 型を下請事業者が保管する場合、代金の支払い方法は下請事業者と十分協議し、一括払いの要望があれば速やかに支払うよう努める。

07 業界で自主行動計画を作り、親事業者は積極的に協力しましょう!

- 親事業者、下請事業者ともに下請ガイドラインを守る。親事業者は下請ガイドラインの内容に即して、マニュアルや社内ルールを整備し、自社の関連において徹底させる。
- 業界団体は、サプライチェーン全体の「取引適正化」と「付加価値向上」を図るため、**自主行動計画**を策定する。親事業者はそれに積極的に協力する。

※平成31年4月時点の、自動車、食料品、建設機械、繊維、電機・情報通信機器、情報サービス・ソフトウェア、トラック運送、建築、運輸関連、流通、農業、放送コンテンツの12業界32団体が自主行動計画を策定・公表。



08 **NEW** 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の**適正なコストは親事業者が負担する。**
- 親事業者は、下請事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わない。

例えば・・・

- 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- 納期や工場の過度な年度末集中

ありがたうございます!より良い労働環境を構築してまいります!



09 親事業者は下請事業者の「事業承継」に協力しましょう!

- 下請事業者の円滑な事業承継実施に向けて、経営改善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援など積極的な役割を果たすこと。
- NEW** 下請事業者も事業承継計画の策定など、事業承継に向けた計画的な取組を行う。



10 **NEW** 天災等緊急事態に備え、災害時には協力して行動しましょう!

- 自然現象による災害など緊急事態の発生により、サプライチェーンが寸断されることがないように、**連携して事業継続計画(BCP)の策定や事業継続マネジメント(BCM)の実施に努める。**

天災等が発生した場合・・・

- 下請事業者は速やかに被害状況を親事業者に知らせる。
- 親事業者は天災等発生後、下請事業者の被害状況を確認して、一方的な負担を押し付けることがないように注意する。
- 親事業者は被害を受けた下請事業者が事業活動の継続又は再開する場合、出来る限り取引関係の継続や優先的な発注など配慮する。



取引条件改善に向けた取組についてはコチラ ▶ [世耕プラン](#)

(本件に関する問い合わせ先) 中小企業庁 取引課 TEL 03-3601-1669

3. 供給計画の作成について

供給計画の作成について

作成にあたって・・・

- ◆本届出書全体として不整合が生じないようにすること。
- ◆関東経済産業局への提出物等と可能な限り、整合を図ること。（生産動態統計調査、小売登録関係等）
- ◆様式の行が足りない場合は、適宜追加して記載すること。
- ◆資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室が作成する供給計画及び製造計画届出書の記載要領（平成30年12月）を一読すること。
http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/gas/data/kyokyukenikaku_kisaiyoryo.pdf
- ◆旧簡易ガス事業に係る提出書類は、届出書＋第1表＋第3表＋第5表。

令和 2 年度の供給計画の作成について

様式第 1 5 (第 2 0 条関係)

供給計画届出書

令和 2 年 月 日

関東経済産業局長 殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名) 印

ガス事業法第 1 9 条第 1 項の規定により令和 2 年度の供給計画を別紙のとおり届け出ます。

- ポイント 1. 提出期限は、毎年度開始前 (次回は、令和 2 年 3 月 3 1 日(火)) まで (必着)
- ポイント 2. 宛先は「関東経済産業局長」とする
- ポイント 3. 提出者の「住所」、「会社名」、「代表者役職」、「代表者氏名」を漏れなく記載する
- ポイント 4. 代表者印を必ず押印する (社印や個人印など登記されていない印鑑は押さないように注意)

令和2年度の供給計画の作成について

第1表

年度別の需給計画表(ガスの需給の実績と見通し)

事業者名:

地域名:

(単位: 件、千 m^3)

			平成30年度(実績)	令和元年度(実績見込)	令和2年度(初年度)	令和3年度	令和4年度	年度	年度
年度末調定 件数	業務用	家庭用							
		商業用							
		工業用							
		その他用							
		小計							
需給量	販売量	家庭用							
		商業用							
		工業用							
		その他用							
		小計							
	その他	計							
		ガス小売事業者への供給							
製品ガス生産・購入量等	ガス生産量内訳	合計							
		液化天然ガス							
		液化石油ガス							
		石油系オフガス変成							
		その他ガス							
	ガス購入量内訳	小計							
		液化天然ガス							
		液化石油ガス							
		天然ガス							
		その他ガス							
		小計							
		ガス生産・購入量計							
		他事業者からの製品ガスの受入れ							
		合計							

ポイント5. 表の数は地点群毎+全社計
ポイント6. 単位は**千 m^3** (m^3 ではないことに注意)

ポイント7. 「年度末調定件数」の欄は、**各年度の3月末時点の調定件数**を記載すること。

ポイント8. 旧簡易ガス事業者の場合、**ガス購入量内訳**の欄に記載する
ポイント9. 初年度以降3年分については、**需給量と同じ値**を記載する

令和2年度の供給計画の作成について

第3表

年度別の需給計画表(原料購入・消費・在庫)

事業者名:

	単位	平成30年度(実績)				令和元年度(実績見込)		
		期首在庫量	購入量	消費量	期末在庫量	購入量	消費量	期末在庫量
液化天然ガス	t							
液化石油ガス	"	〇〇〇	□□□	×××	〇〇〇	□□□	×××	〇〇〇
	"	△△△			△△△			△△△

ポイント10. 在庫量の考え方に注意
(P. 27参照)

ポイント11. 1段目に貯槽(バルク)、2段目に50kg容器(シリンダー)を記載

	単位	令和2年度(初年度)			令和3年度			令和4年度		
		購入量	消費量	期末在庫量	購入量	消費量	期末在庫量	購入量	消費量	期末在庫量
液化天然ガス	t									
液化石油ガス	"	□□□	×××	〇〇〇	□□□	×××	〇〇〇	□□□	×××	〇〇〇
	"			△△△			△△△			△△△

ポイント12. 単位は t (kgではないことに注意)

ポイント13. 第1表と第3表はガス購入量=購入量、需給量=消費量で、整合性をとらなければならない。各表で単位が異なるため、産気率(0.488)を使つての換算を忘れないようにすること

	単位	購入
液化天然ガス	t	
液化石油ガス	"	

令和2年度の供給計画の作成について

第5表

年度別のピーク時送出量見通し・ガス生産購入計画

事業者名:

(単位: m³/時)

地区名等		平成30年度(実績)	令和元年度(実績見込)	令和2年度(初年度)	令和3年度	令和4年度	年度	年度
	自社ガス発生量							
	他事業者からの購入量							
	最大ガス需要見込み							
	自社ガス発生量							
	他事業者からの購入量							
	最大ガス需要見込み							
	自社ガス発生量							
	他事業者からの購入量							
	最大ガス需要見込み							

ポイント14. 登録した内容と同じになっているか確認

供給計画の作成について

◆第3表における期首・期末在庫量の記載方法について

- ・ 2段書きのうち、上段の貯槽（バルク）については、残量計（メーター値）から読み取った残量値を記載することとしているため、生産動態統計調査の報告内容と整合するように記載すること
万が一、これまでの生産動態統計調査に残量値を記載していなかった場合には、次回から必ず計測、記録するとともに、不明の年度の在庫量には、最大の貯蔵量を記載すること
- ・ 下段の50kg等容器（シリンダー）については、当該設備に保有できる最大の貯蔵量を記載すること（全年度共通）

供給計画変更届出について

法第7条第1項の規定に基づく変更登録（届出済みの供給計画に記載のないものに限る）を行った場合、及びガスの需給バランスに重大な影響を与える変更を行った場合（※）には、手続が必要

（※）ガスの需給バランスに重大な影響を与える変更を実施する場合の判断については、事前にガス事業課に相談すること。

【書類】

- 様式第16の供給計画変更届出書
- + 変更を必要とする理由書
- + 様式第15第1表、第3表、第5表のうち変更する内容及びその見え消し版

【時期】

変更後遅滞なく（可能な限り小売事業変更申請日以前）

供給計画変更届出について

様式第16（第20条関係）

（記載例）

供給計画変更届出書

平成 年 月 日

関東経済産業局長 殿

住所 ○○県○○市○○

氏名 株式会社○○

代表取締役 ○○ ○○ 印

平成 年度の供給計画を次のとおり変更したので、ガス事業法第19条第2項の規定により届け出ます。

変 更 の 内 容	最大ガス需要量の見込みの増加に伴う、第1表、第3表及び第5表の変更。
-----------	------------------------------------

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする

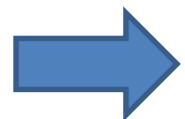
4. 指定解除に係る定期報告 (ガス関係報告規則)

ガス関係報告規則関係

ガス関係報告規則 附則

第4条 (省略)

- 2 **経過措置政令第9条第3項の表第5号に規定する旧簡易ガスみなしガス小売事業者**は、改正法附則第28条第1項の義務を負う場合（指定の解除の効力を生ずべき日について指定旧供給地点（改正法附則第28条第1項に規定する指定旧供給地点をいう。以下この項において同じ。）を管轄する経済産業局長からの通知を受けた場合を除く。）には、**各四半期の最終月の15日から5月を経過する日までに、附則様式第4による報告書**を指定旧供給地点を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。
- 3 第1項又は前項の規定により報告書を提出しなければならない旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、**指定の解除が見込まれない場合には、第1四半期、第2四半期又は第3四半期に係る報告については、**第1項又は前項の報告書に代えて、**附則様式第5による報告書**を提出することができる。



- ・経過措置団地を所有する小売事業者に報告義務がある。
- ・次回は、**令和元年11月15日まで**に行う。
- ・次回は簡便報告（附則様式第5）による報告もできます。
- ・様式は当局HPからダウンロード可能。

- ・宛先は、関東経済産業局長 殿とする。
- ・精緻化を行う場合は全ての表を通じて精緻化を行うこと。
(一部のみの精緻化は認められない。)
- ・精緻化を行う場合は、消費機器調査結果リストとの整合性を必ず確認すること。

附則様式第4 (附則第4条関係)

第1表(1)

殿

指定旧供給地点の類型報告書

みなしガス小売事業者名

[illegible]

備考 1 類型の欄には、住宅団地型又は混合型を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第1表(2)

股

指定旧供給地点における旧簡易ガスみなしガス小売事業者のシェア報告書

みなしガス小売事業者名
(指定旧供給地点の名)

1. 指定旧供給地点数 (年 月時点)

指定旧供給地点数 (1)		指定旧供給地点数	係数	補正後指定旧供給地点数	
自社又は関係会社による他燃料供給 地点数	自社又は関係会社による他燃料供給地点数 (2)		—	—	
	消費機器調査済件数	厨房＋給湯＋暖房	1.0	注意！ 対象の地 内で、自社又は関 社による他燃料供 行っている場合の 載。	
		厨房＋給湯	0.8		
		厨房＋暖房	0.8		
		給湯＋暖房	0.8		
		厨房のみ	0.2		
		給湯のみ	0.6		
		暖房のみ	0.2		
	消費機器調査済件数 計	(3)	0	(4)	0.0
	消費機器未調査件数 (5) = (2) - (3)	—	0	—	—
合計 (6) = (4) + (5)	—	—	—	0.0	
空き地及び空き家の数 (7)		—	—	—	
報告すべき指定旧供給地点数 (補正後総数) (8) = (1) - (6) - (7)		—	—	0.0	

注意！ 対象の地点群
内で、自社又は関係会
社による他燃料供給を
行っている場合のみ記
載。

2. 家庭用調定件数 (年 月時刻)

		調定件数	係数	補正後調定件数	
消費機器調査件数	家庭用調定件数		—	—	
	厨房＋給湯＋暖房		1.0	0.0	
	厨房＋給湯		0.8	0.0	
	厨房＋暖房		0.4	0.0	
	給湯＋暖房		0.8	0.0	
	厨房のみ		0.2	0.0	
	給湯のみ		0.6	0.0	
	暖房のみ		0.2	0.0	
	消費機器調査件数 計	(10)	0	—	(11)
消費機器未調査件数 (12) = (9) - (10)		0	—	—	
家庭用調定件数 (補正後総数) (13) = (11) + (12)		—	—	0.0	

報告の対象は、1. 2. とともに令和元年6月時点。

3. 旧簡易ガスみなしガス小売事業者のシェア

$(14) = (13) \wedge (8)$	#DIV/0!	
--------------------------	---------	--

備考 1 1及び2の時点は一致させること。
2 指定旧供給地点数(1)及び家庭用調定件数(9)の欄には、混合型の場合、集合住宅を除いた数を記入すること。
3 消費機器調査結果については、報告時点から48ヶ月以内のものを用いること。なお、消費機器調査の結果帳票については、必要に応じ、提出を求めることがある。
4 指定旧供給地点数又は家庭用調定件数を記入するに当たり、消費機器調査結果等を活用する場合には、当該調査結果の一覧を添付すること。

指定旧供給地点における需要獲得・離脱等報告書

年 月から 年 月まで（矯正令）

1. (1) 新築物件 (獲得件数)

※2が「○」の場合：「0」を記載
※2が「×」の場合：※1の値

5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

1. (2) 新築物件 (不獲得件数)

番号	所在地			用途	他燃料採用戸数	係数	補正後他燃料採用戸数	竣工年月	備考
	都道府県・市区町村	字町名	番地						
							0.0		平成28年7月から令和元年 6月まで（竣工分） 該当が無い場合であっても、 期間の記載は行うこと。
							0.0		
							0.0		
							0.0		
							0.0		
							0.0		
							0.0		
							0.0		
							0.0		
							0.0		
							0.0		
							0.0		
							0.0		
							0.0		
							0.0		
							0.0		
							0.0		
							0.0		
計 (A)							0.0		
補正後部分不獲得戸数（第2表1（1）より）(B)							0		
新築不獲得物件 合計 (C=A+B)							0.0		

備考 1 用途の欄には、戸建住宅又は業工用を記載すること。
2 他燃料採用戸数の欄には、第2表1（1）において計算した自社獲得物件に係る部分不獲得件数は記載しないこと。
3 業工用において「1」以外の係数を使用する場合には、その根拠資料を別途提出すること。また、自社又は関係会社が供給する他燃料に係る新築獲得件数については、係数は「0」を記載し、備考欄にその旨を記載すること。
4 工場その他これに類する施設に係る不獲得物件は記載しないこと。
5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2. (1) 既築物件（獲得件数）

番号	所在地			用途	獲得戸数	係数	補正後 獲得戸数	獲得年月 (メーター取付年 月)	備考
	都道府県・市区町村	字町名	番地						
							0.0		
							0.0		
							0.0		
							0.0		
							0.0		
							0.0		
							0.0		
							0.0		
							0.0		
							0.0		
							0.0		
							0.0		
							0.0		
							0.0		
							0.0		
							0.0		
							0.0		
計							0.0	—	—

年 月から 年 月まで

平成28年7月から令和元年6月まで（竣工分）
該当が無い場合であっても、
期間の記載は行うこと。

- 備考 1 用途の欄には、戸建住宅又は業工用を記載すること。
- 2 係数の欄には、第1表に示した係数を記載すること。また、消費機器調査結果等を活用する場合には、当該調査結果の一覧を添付すること。消費機器調査結果を活用しない場合及び業工用の場合は1を記載することとし、業工用において「1」以外の係数を使用する場合にあっては、その根拠資料を提出すること。自社又は関係会社が供給する他燃料に係る需要を切替えた場合（獲得）にあっては、係数は「0」を選択することとし、備考欄にその旨を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2. (2) 既築物件（他燃料への離脱件数）

番号	所在地			用途	離脱戸数	係数	補正後 離脱戸数	離脱先 他燃料	判断根拠	離脱年月	備考
	都道府県・市区町村	字町名	番地								
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
計							0.0	—	—	—	—

平成28年7月から令和元年6月まで（竣工分）
該当が無い場合であっても、
期間の記載は行うこと。

判断根拠も必ず記載して下さい。空欄にする場合は備考欄にその理由を記載すること。

備考 1 用途の欄には、戸建住宅又は業工用を記載すること。

2 係数の欄には、部分離脱であることを確認できている場合に限り、離脱分に相当する係数を記載すること。部分離脱であることを確認できていない場合及び業工用の場合は1を記載することとし、業工用において「1」以外の係数を使用する場合にあっては、その根拠資料を提出すること。自社又は関係会社が生産する他燃料に切替えた場合（離脱）にあっては、係数は「0」を選択することとし、判断根拠の欄にその旨を記載すること。

3 離脱先他燃料の欄には、需要家から聴取した内容等を記載すること。また、不明の場合は「不明」と記載すること。

4 判断根拠の欄には、記載した係数、離脱先他燃料及び離脱年月に係る判断根拠を記載すること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

平成28年7月から令和元年6月までと記載

3. 合計

旧簡易ガス供給採用件数 (A)	
他燃料採用件数 (B)	
旧簡易ガスみなしガス小売事業者のシェア (C)	
(A) ÷ 0.5 × 1 / 2	(D)
(B) ÷ (C)	(E)
結果	

備考 1 結果の欄には、計算に応じて「(D) > (E)」又は「(D) ≤ (E)」のいずれかを記載すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

・第1四半期から第3四半期に係る報告において、解除が見込まれない場合は、附則様式第4 1. (1)と、以下の附則様式第5 (地点群ごと)により提出してもよい。 (※この場合、附則様式第4の第1表(2)と第2表の提出は不要)

附則様式第5 (附則第4条関係)

競争関係に係る報告書

年 月 日

みなしガス小売事業者名
(指定旧供給地点の名称)

当該指定旧供給地点における 年 月から 年 月までのガス小売事業者等との間の競争関係について、特段の状況の変化はありません。

平成28年7月から令和元年6月までと記載

来年の8月締切の報告より追加で記載の必要あり！

第3表

指定旧供給地点におけるガス販売量・契約件数等報告書

関東経済産業局長 殿

みなしガス小売事業者名
(指定旧供給地点の名称)

1. 指定旧供給地点における契約件数

自由料金メニューによる契約件数	件
指定旧供給地点小売供給約款による契約件数	件

自由料金メニューを作っていない団地は1行目を0件と記載。
また契約件数は第1表と整合性
をとること。

左から、1年目・2年
目・3年目を記載。

2. 指定旧供給地点におけるガス販売量、販売額等

[illegible]

契約件数が「自由料金メニュー」＜「指定旧供給地点小売供給約款」の場合、2.の記載不要

指定解除基準について

以下のいずれかに該当するか否か

①旧簡易ガス事業者のシェアが50%以下

②旧簡易ガス事業者による需要家獲得件数 $\times 1 / 2 \leq$

当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他のガス小売事業者・他燃料事業者による需要家獲得件数
※直近3年間の合計ベース。

③小売料金が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューの需要家 $\leq$ 自由料金メニューの需要家
(③に関しては、令和2年8月15日提出の報告より適用)

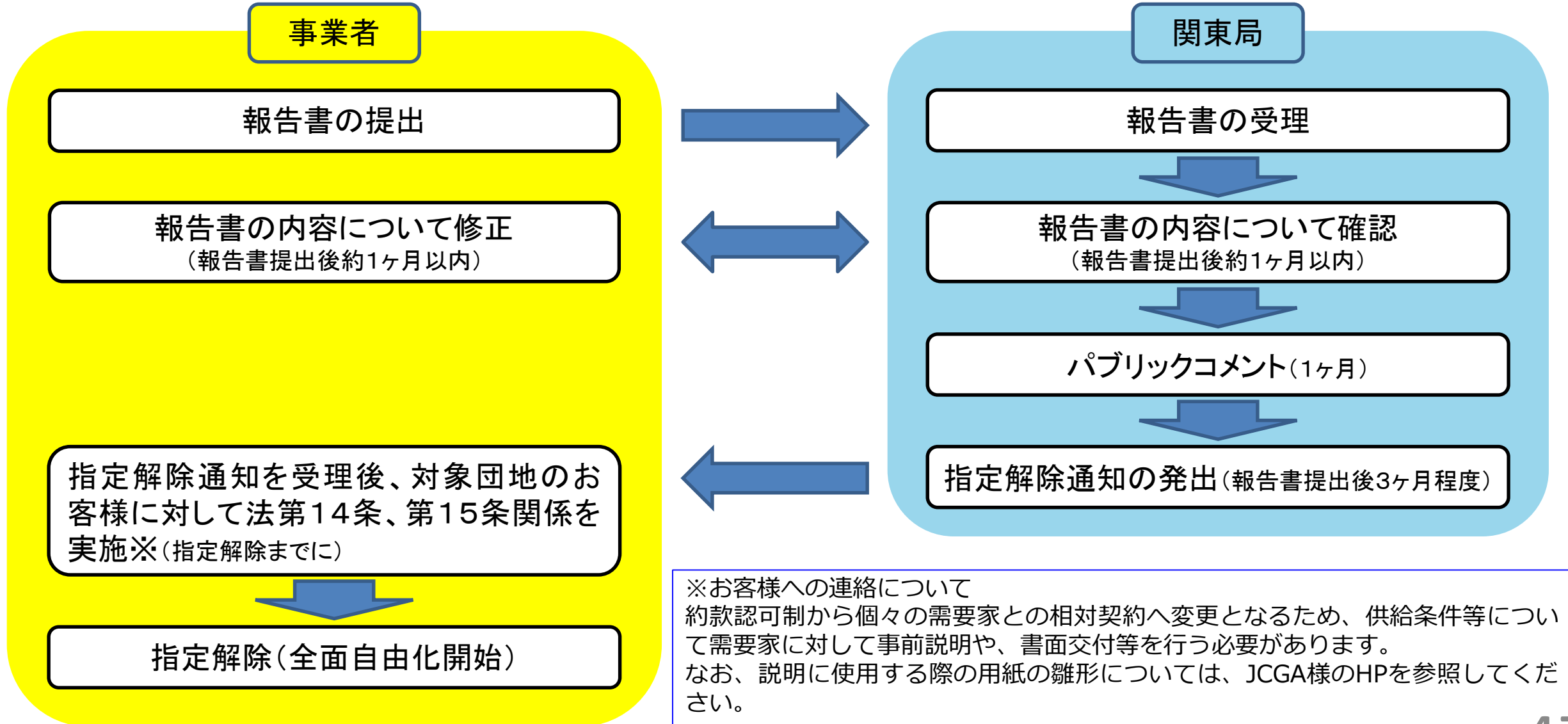


(注1) 簡易ガス事業者のシェアとは、当該供給地点群における調定件数 $\div$ (許可地点数 $-$ 空き地・空き家の数)。なお、集合住宅型の簡易ガス事業は経過措置料金規制の対象から除かれる。

(適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例)

- 自らの需要家獲得件数を恣意的に少なくすることを企図して、その従業員に営業活動の縮小を指示していた場合。
- 他のガス小売事業者や他燃料事業者との協調的な行動を行うことなどにより、離脱件数等を恣意的に増加させていた場合。
- その供給地点数(空き地・空き家を除いたもの)に比して、スイッチ等の総数(右辺の件数と左辺の件数の和)が著しく少ない場合(3年3%以下)。

(参考) 定期報告書提出から指定解除までの流れ



消費機器調査結果リスト

- ◆本リストは、**精緻化を行う場合のみ提出が必要**（表が全部で4種類）
- ◆精緻化を行う場合は、下記の表に、必ず記載すること。
消費機器調査結果リスト①（自社が旧簡易ガスを供給する需要家）【「第1表（2）シェア報告書」関係】
- ◆提出内容の対象期間である3年間で、獲得、不獲得（新規不獲得は除く）があった場合には、下記の表に、必ず記載すること。
消費機器調査結果リスト②（自社が旧簡易ガスを供給する需要家）【「第2表1.（1）新築物件（獲得件数）」「第2表2.（1）既築物件（獲得件数）」「第2表2.（2）既築物件（他燃料への離脱）」関係】
- ◆当該団地において、自社が他燃料を供給する需要家がある場合には、下記の表に、必ず記載すること。
消費機器調査結果リスト③（自社が他燃料を供給する需要家）【「第1表（2）1. 指定旧供給地点数」「第2表1.（2）新築物件（不獲得件数）」関係】
- ◆当該団地において、関係会社が他燃料を供給する需要家がある場合には、下記の表に、必ず記載すること。
消費機器調査結果リスト④（関係会社が他燃料を供給する需要家）【「第1表（2）1. 指定旧供給地点数」「第2表1.（2）新築物件（不獲得件数）」関係】

5.部門別収支計算書、 資産額報告書、収支計算報告書

旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る 部門別収支計算書

みなしガス小売事業者部門別収支計算規則

(旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支の整理)

第6条 旧簡易ガスみなしガス小売事業者（第7条に規定する提出期限においてその供給地点群において指定旧供給地点小売供給及び指定旧供給地点小売供給以外の小売供給のいずれも行う者に限る。）は、当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者が指定旧供給地点小売供給及び指定旧供給地点小売供給以外の小売供給のいずれも行う供給地点群ごとに、当該供給地点群に係る収益及び費用について、別表第2に掲げる方法に基づき、様式第3に整理しなければならない。

2 （省略）

(旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書の提出)

第7条 前条の旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、供給地点群ごとに様式第3を、毎事業年度経過後4月以内にその供給地点群を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

(一般需要部門の当期純損失金額の公表)

第8条 前条の経済産業局長は、前条の規定により提出された様式第3において、一般需要部門に当期純損失が生じたときは、当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者名及び一般需要部門の当該純損失金額を公表しなければならない。

様式第3（第6条関係）

旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書

事業者名

供給地点群名

年 月 日から

年 月 日まで

（単位：円）

	一般需要部門 (4)	指定旧供給 地点需要部門 (5)	その他部門 (6)	合 計 (7) = (4) + (5) + (6)
収 益 (1)				
費 用 (2)				
当期純利益又は純損失 (3) = (1) - (2)				

備考 一般需要部門、指定旧供給地点需要部門及びその他部門には、次の各号に掲げる事項を記載すること。

- 1 一般需要部門には、旧簡易ガス事業に係る収益及び費用のうち、指定旧供給地点小売供給に係るものを除いた額
- 2 指定旧供給地点需要部門には、旧簡易ガス事業に係る収益及び費用のうち、指定旧供給地点小売供給に係るものの額
- 3 その他部門には、上記1及び2以外の事業に係る収益及び費用の額

ガス事業会計規則関係

ガス事業会計規則 附則

第4条 (省略)

- 2 旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、新会計規則附則様式第1及び附則様式第2により改正法附則第28条第1項に規定する指定旧供給地点小売供給に関する資産額報告書及び収支計算報告書を作成しなければならない。
- 3 旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、前項の資産額報告書及び収支計算報告書を、毎事業年度経過後3月以内に経済産業局長に提出しなければならない。

※収支計算報告書について、赤字の場合には、赤字シートを作成し、報告書に添付して下さい。

附則様式第1（附則第4条関係）

資 産 額 報 告 書

年 月 日

関東経済産業局長 殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

ガス事業会計規則の一部を改正する省令（平成29年3月28日経済産業省令第18号）
附則第4条第3項の規定により次のとおり資産の額を報告します。

年 月 日現在					
項目 供給地点の属する 供給地点群 の名称					合 計
土 地	円	円	円	円	円
建 物					
構 築 物					
機 械 装 置					
導 管					
ガスメーター					
車 両					
工 具 器 具 備 品					
計					

備考

- 本表は、当該事業年度に供給を開始した供給地点の属する供給地点群に係る有形固定資産の取得価額又は当該事業年度に有形固定資産の取得価額に変更の生じた供給地点群に係る有形固定資産の変更後の取得価額を記載すること。
- ガス事業会計規則第4条の規定により控除した額は、導管の欄に〔 〕を付して併記すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附則様式第2（附則第4条関係）

収 支 計 算 報 告 書

年 月 日

関東経済産業局長 殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

ガス事業会計規則の一部を改正する省令（平成29年3月28日経済産業省令第18号）
附則第4条第3項の規定により次のとおり収支計算を報告します。

年 月 日から
年 月 日まで

項目 供給地点の属する 供給地点群 の名称						合 計
収 入 の 部	ガ ス 売 上	円	円	円	円	円
	そ の 他 収 益					
	計（1）					
支 出 の 部	原 料 費					
	加 熱 燃 料 費					
	労 務 費					
	修 繕 費					
	委 託 作 業 費					
	租 税 課 金					
	雑 費					
	減 価 償 却 費					
	受注工事費用					
	支 払 利 息					
備 考	雑 支 出					
	計（2）					
	差引（1）－（2）					
備 考	原料の種類					
	原料購入価格					
	購入場所					

備考

- 附則別表第1注1により2以上の供給地点群に係る費用又は収益を一括して整理した場合には、一括して整理したことを明示した欄を設けて、その額を記載すること。
- 原料購入価額は、当該事業年度に購入した原料が液化石油ガスである場合にあっては1キログラム当たりの、圧縮天然ガスである場合にあっては1立方メートル当たりの平均単価を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

6.一の団地の解釈について

概要

- 平成29年4月のガス事業法改正の施行にあわせ、「一の団地」の判断基準を見直した。
(平成29年4月1日施行「ガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用について(平成17・03・04資庁第10号)」)
- **①道路を横断又は並行している導管に該当する場合と②該当しない場合、③一連の需要群と考えられる場合**とで考え方が分かれる。

●ガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用について

②「一の団地」について

「一の団地」とは、道路を横断又は並行している導管によりガスを供給する場合にあっては、住居表示に関する法律(昭和37年法律第139号)第2条第1項第1号の町又は字とし、道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合にあっては、同号に規定する街区(住居表示を実施していない地域にあってはこれに類する区画。以下この②において同じ。)とする。

ただし、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第1項に規定する都市計画に定められた同条第9項に規定する地区計画等(同法第12条の4第1号及び第5号の計画に限る。以下この②において同じ。)に係る地区(当該地区計画等において当該計画に係る地区を複数に区分する場合にあっては、区分された各地区。)、同法第11条第1項第8号の一団地の住宅施設(一団地におけるガスの供給地点の数が70戸以上のものに限る。)又はその他地方公共団体、会社等がある一定の区画をもった一団の土地に集団的に住宅等を建築し、又はしようとする地域(以下この②において「地域等」という。)が隣接する二以上の町若しくは字又は街区に係る場合にあっては、当該二以上の町若しくは字又は街区を「一の団地」とする。

一の団地の判断基準について

(ガス事業法)

第二条 この法律において「小売供給」とは、一般の需要に応じ導管によりガスを供給すること(政令で定める簡易なガス発生設備(以下「特定ガス発生設備」という。))においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものにあつては、一の団地内におけるガスの供給地点の数が七十以上のものに限る。)をいう。

(旧通達解釈)

●「簡易ガス事業関係のガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用について」
(参考)「ガス事業法令集改訂8版」P913

1 法第2条第3項の規定にする「一の団地」について

(1) 「一の団地」とは、客観的に一区画をなしていると認められる土地の区域をいう。

(2) 「一の団地」を区画するメルクマールは道路、河川、鉄道、田畑、山林等(以下「道路等」という。)とするものとする。

この場合において、「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する道路で、あつて、その車道(道路構造令(昭和33年政令第244号)第2条第4項に規定する車道をいう。)の幅員が6.5メートル以上のものをいい、「河川」とは河川法(昭和39年法律第67号)第4条、第5条及び第100条に規定する一級河川、二級河川及び準用河川をいうものとする。

(以下略)

(現通達解釈)

●「ガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用について」 (参考)「ガス事業法令集改訂9版」P1001

1 「第1章 総則」関係

(1) 法第2条第1項(小売供給)関係

① 略

②「一の団地」について

「一の団地」とは、道路を横断又は並行している導管によりガスを供給する場合にあつては、住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第2条第1項第1号の町又は字とし、道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合にあつては、同号に規定する街区(住居表示を実施していない地域にあつてはこれに類する区画。以下この②において同じ。)とする。

(以下略)

道路を横断又は並行している導管に該当する場合（１）

道路を横断又は並行している導管とは



二以上の取引用メーターにガスを供給する道路下に埋設されている導管
(街区内のブロック間の道路下に埋設された導管を含む)



「町又は字」が「一の団地」

道路を横断又は並行している導管に該当する場合（２）

◆ 住居表示制度が取り入れられている場合

〇〇市（区）△△（町）××丁目◎◎番▲▲号

この場合、△△（町）××丁目が「町」となる。

◆ 住居表示制度が取り入れられていない場合

〇〇市（区）△△町■ ■ ■番地の□□

又は

〇〇郡△△町（字）××◆◆◆の◇◇

この場合、△△町や△△町（字）××が「町または字」となる。

道路を横断又は並行している導管に該当しない場合（１）

道路を横断又は並行している導管とは



二以上の取引用メーターにガスを供給する道路下に埋設されていない導管
(敷地内に埋設された導管を含む)



「街区」が「一の団地」

道路を横断又は並行している導管に該当しない場合（２）

◆ 住居表示制度が取り入れられている場合

〇〇市（区）△△（町）××丁目◎◎番▲▲号

この場合◎◎番が「街区」となる。

◆ 住居表示制度が取り入れられていない場合

〇〇市（区）△△町■ ■ ■番地の□□
あるいは

〇〇郡△△町（字）××◆◆◆の◇◇

この場合「街区」に相当する表記はありませんので、「街区方式による住居表示の実施基準」に準拠して、「街区」に類する区画とする。

※判断に迷われる場合は、関東経済産業局ガス事業課に確認すること。

「街区に類する区画」を区画するメルクマール

●街区方式による住居表示を実施している地域(住居表示)

→「〇〇市(区) × × ■丁目 ▲▲番●●号」

●街区方式による住居表示を実施していない地域(地番)

→「〇〇市(区) × × 町(字□□) ▲▲▲▲番地●●」

道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合で、街区方式による住居表示を実施していない地域における一の団地は、「街区に類する区画」となる。この「街区に類する区画」を区画するメルクマールについては、「街区方式による住居表示の実施基準(昭和38年自治省告示第117号)」第1「住居表示の実施基準」の3(1)及び7(2)イを踏まえ、幅員おおむね4メートル以上の道路(一般交通の用に供する道路)、河川(一級河川、二級河川及び準用河川)、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等とする運用をとっている。一方で「その他恒久的な施設等」については、具体的に想定される施設等の蓄積はなく、運用実績がないのが現状であり、道路・河川・水路・鉄道又は軌道の線路のみをメルクマールとして運用してきた経緯がある(日本コミュニティーガス協会へ確認済み)。

また、「住居表示制度の解説(自治省振興課(編))」(P46-47)において以下の記載がある。

1 街区割り

(1) 街区は、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の線路などの恒久的な施設によって画する。(以下略)

(2) 私道によって画する場合においては、その私道は、簡単に変更されないようなものを採用することが必要である。(以下略)

(3) (1)及び(2)により街区を画そうとした場合において、その街区の規模が著しく広がって住居表示の単位として適当でないときは、その街区内の恒久的な施設を利用して画することも考えなければならない。(以下略)

上記によれば、街区は原則、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の線路によって区画することとし、街区規模が著しく広範囲となる場合に、当該街区内の「その他恒久的な施設等」により画する運用となっている。

⇒ 令和元年8月1日付け事務連絡は、まさに上記(3)の街区(街区に類する区画)規模が著しく広範囲となってしまうことの問題解消を目的としたものであり、これまで「その他恒久的な施設等」による運用実績がなかったことも踏まえて、「田畑」、「山林」、「都市公園」、「他の建築物の用に供されている敷地」の4つをメルクマールとして新たに明示的に認める主旨である。

(参考)街区方式による住居表示の実施基準(昭和38年自治省告示第117号)(抜粋)

第1 住居表示の実施基準

3 街区割り

(1) 街区は、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等によって定めるものとする。

(2) 街区の規模は、道路網の疎密の度合及び当該地域における家屋の密度の状況を勘案して定めるものとする。参考までに住居地域における標準を示せば、面積3,000平方メートル～5,000平方メートル、戸数30戸程度が適当であること。

7 団地における住居表示の特例

地方公共団体、日本住宅公団、会社等がある一定の区域をもつた一団の土地に集団的に住宅を建設し、又はしようとする地域(以下「団地」という。)における町名、街区割り、住居番号のつけ方及び住居表示のしかたについては、下記のとおりとすること。

(1) 町名

団地のみの地域の町名には、〇〇団地又は〇〇団地〇丁目という呼称を用いてもさしつかえないこと。

(2) 街区割り

イ 街区割りについては、団地設計の特殊性を考慮して、原則として、幅員おおむね4メートル以上の道路(一般交通の用に供する道路)によつて画された区域をもつて一街区とすること。

ロ・ハ(略)

一連の需要群が明確である場合

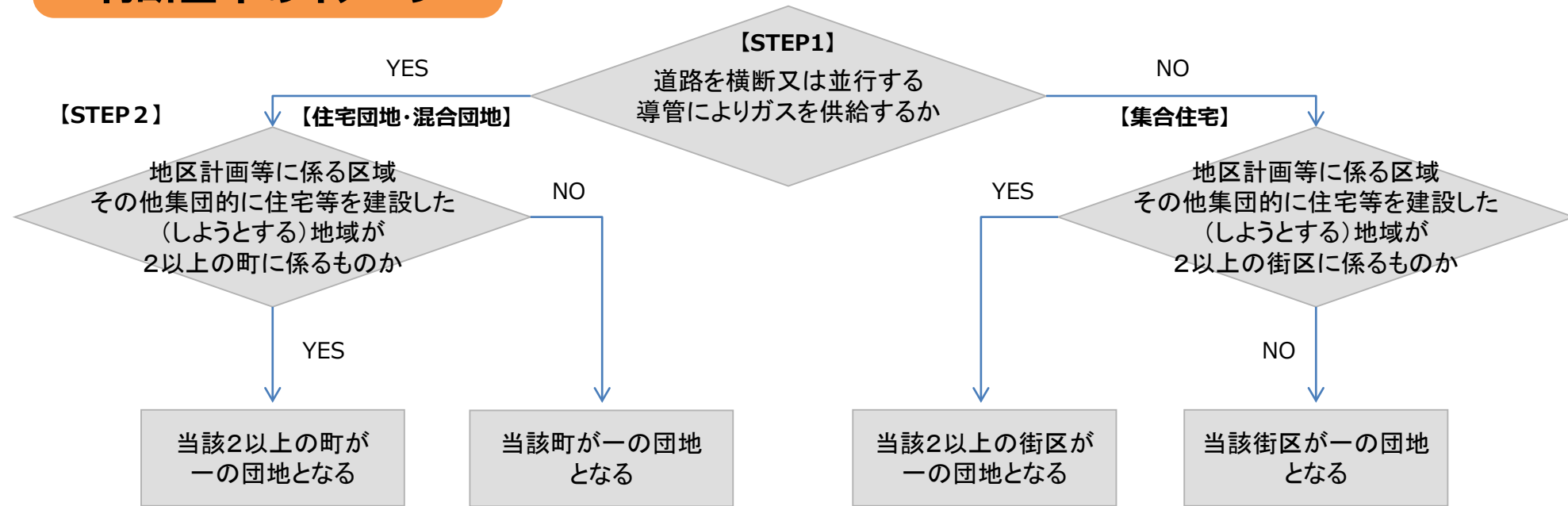
◆住居表示とは別に、一連の需要群であることが明確な場合や同一のブランドを冠する場合に、各建物が隣接している状態についても、一の集団的な需要と判断できるため一の団地となる。

例 1) 同一ブランドを冠しているケース（〇〇マンションA、
〇〇マンションB等）

例 2) 第Ⅰ期分譲／第Ⅱ期分譲や第Ⅰ期開発／第Ⅱ期開発、
第Ⅰ期工事／第Ⅱ期工事等同一の計画で建設されたことが
明確である場合

一の団地の判断基準について

判断基準のイメージ



(注1) 住居表示未実施地区については、町⇒字、街区⇒これに類する区域と読み替えること。

(注2) 本図はあくまでもイメージであるため、実際の運用に当たっては解釈運用通達原文を確認すること。

※「地区計画」(都市計画法第12条の4第1項第1号)とは、良好な市街地の形成等を目的として、一定のまとまりを持った地区を対象に建物の用途、高さ、色などの制限を強化・緩和するもの。市町村が作成するに当たり、地域住民による案の提案が認められ、地域住民の意見聴取等のプロセスを経て作成される。

※地区計画の他、都市計画に定められる「一の団地の住宅施設(都市計画法第11条第1項第8号)」、市街地再開発事業が計画される区域等を想定。

●「道路を横断又は並行しない導管」

→ マンションなどのビル単位で供給され、**建物敷地内で完結する導管**。いわゆる**『集合住宅』へ供給する場合の導管**を指す。

●「道路を横断又は並行する導管」

→ **道路下に埋設され、道路を横断又は並行する導管**。いわゆる**『住宅団地・混合団地』へ供給する場合の導管**を指す。

※1「道路を横断又は並行する導管」は、**街区を跨ぐとは限らない**。同一街区内の道路を横断又は並行している場合も、「道路を横断又は並行する導管」となり、一の団地は「町又は字」となる。

※2上記判断基準は、**新築され又は譲り受けて、平成29年4月1日以降にガスを供給することが決定した場合に適用される。ただし、当該一の団地内において、旧通達基準により既にガス事業法の適用を受けているものについては、除いて考える(供給地点数としてカウントしない)**。

基本QA

Q. 同一事業者において、同一町内に戸建と集合が混在している場合や、複数存在する場合にはどのように判断するのか。

A.

- ・同一町内に戸建(50戸)が2箇所の場合 → ガス小売事業
- ・同一街区に集合(50戸)が2箇所の場合 → ガス小売事業
- ・同一町内(異なる街区)に集合(50戸)が2箇所の場合 → LP販売事業
- ・同一町内に戸建(50戸)と集合(50戸)が2箇所の場合 → LP販売事業

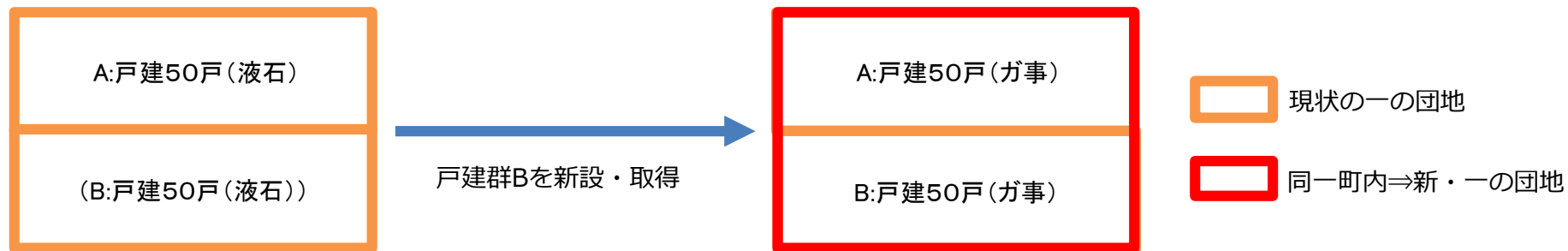
(※いずれのケースも導管は繋がっていない前提)

ただし、上記でLP販売事業と整理したケースであっても、地区計画等に係る区域その他集団的に住宅等を建設した(しようとする)地域に係るものは「一の団地」としてガス小売事業に該当する。

Q. 既存物件の判断基準を変更する(遡及的に適用する)という趣旨ではなく、今後建てられるもの(既築物件への追加を含む)が対象という理解で良いか。

A.

理解のとおり。なお、いわゆるせり上がりマル簡についても同様。

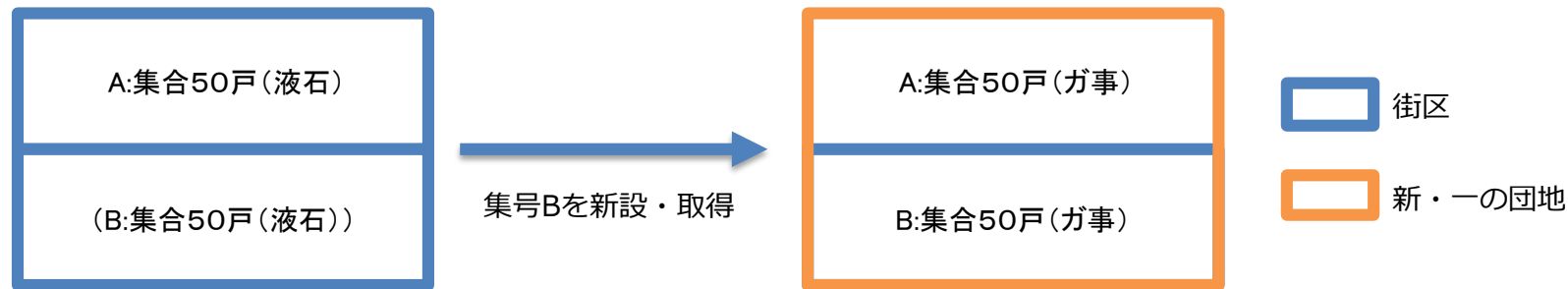


基本QA（続き）

合併等により隣接街区の集合住宅（70戸未満）への供給を追加する場合のSTEP2の判断は具体的にどうすれば良いのか。

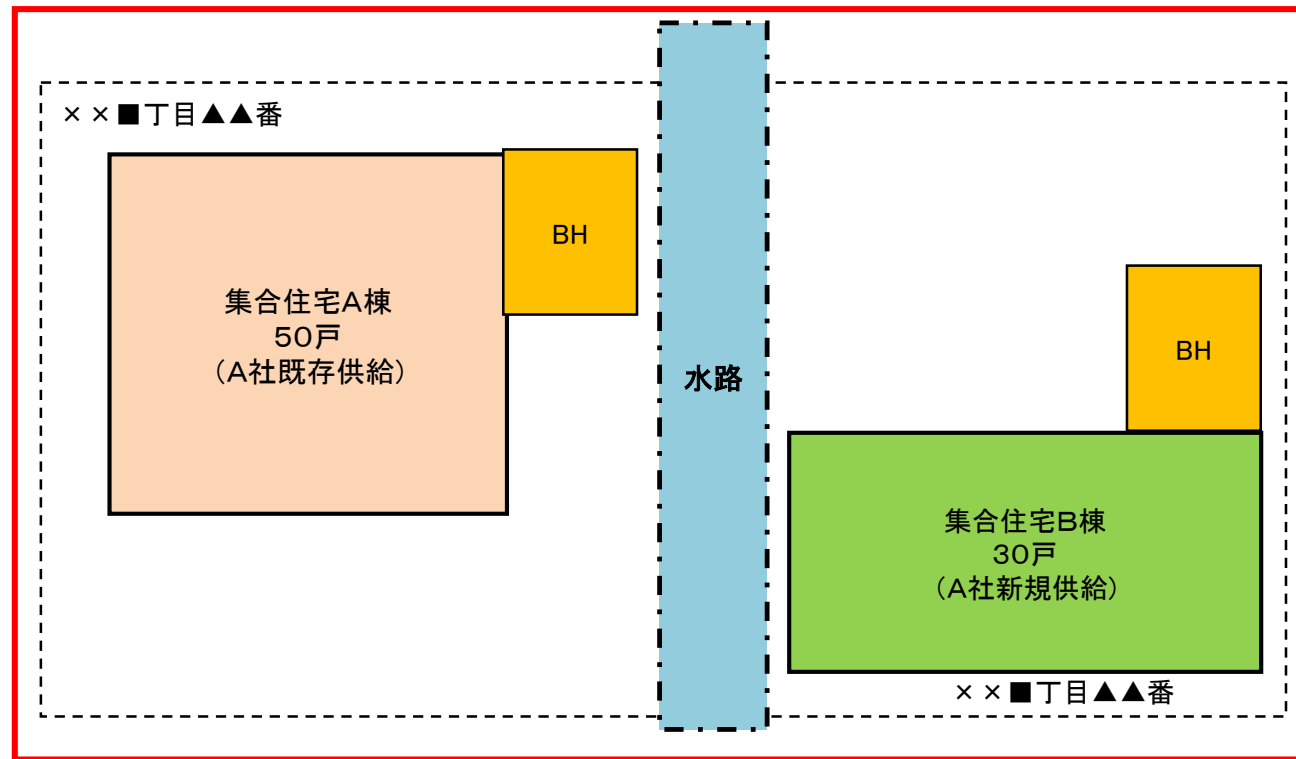
A.

地区計画等が両街区に設定されている場合は当該単位により一の団地を画する。特段計画が設定されていないとしても、「第Ⅰ期分譲／開発」「第Ⅱ期分譲／開発」と位置付けられている場合や、「〇〇マンションA(I号)」「〇〇マンションB(Ⅱ号)」等一連の需要群であることが明確である場合、「ライオンズマンション〇〇」「ライオンズマンション▲▲」等同一ブランドを冠する場合、それぞれの集合住宅が属する街区を併せて一の団地と考える。



判断事例①集合住宅：住居表示が取り入れられている場合

- ・現在集合住宅A(50戸)の川を挟んだ向いに新規集合住宅B(30戸)が建つことになり、自社で供給することになった

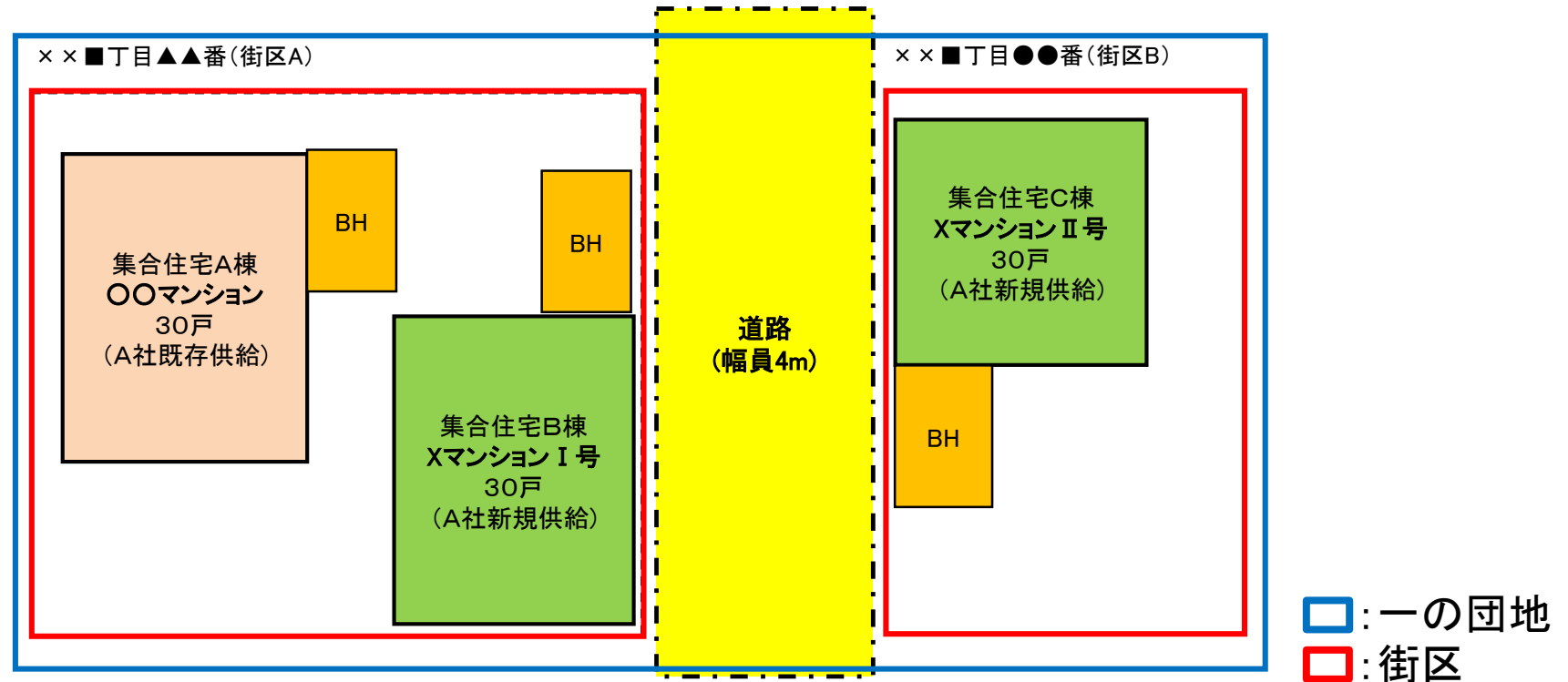


□: 街区

集合住宅A及びBは住居表示上同一地番のため、**1つの一の団地**を形成する。そのため、**ガス事業法の適用**となる。

判断事例①集合住宅：住居表示が取り入れられている場合

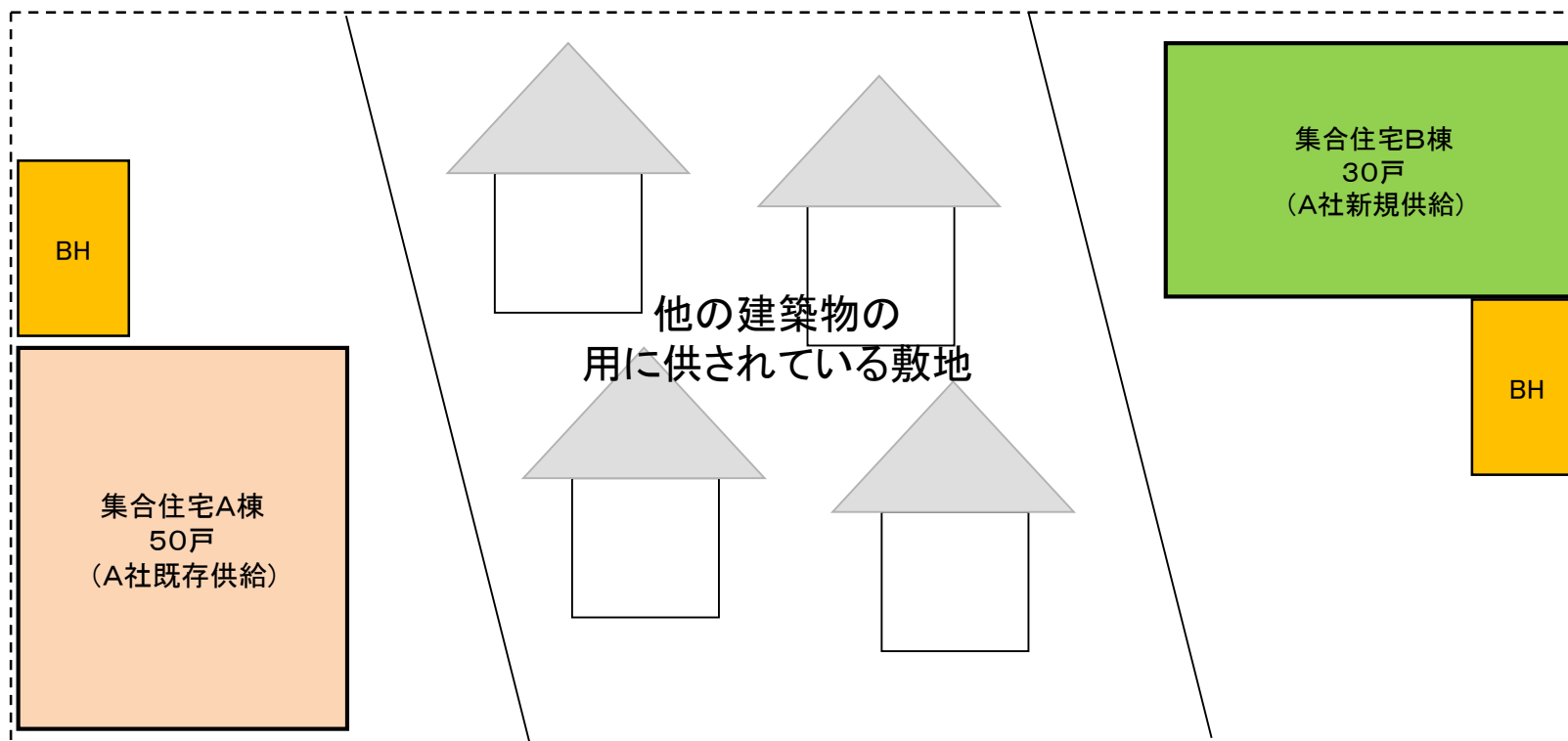
- ・現在集合住宅A(30戸)の近くに同一ブランドの新規集合住宅B及びC(計60戸)が建つことになり、自社で供給することになった



別々の街区であっても、**ある一定の区画をもった一団の土地に集団的に住宅等が**当該地域が隣接している場合は、2以上の街区をまとめて「一の団地」とする。今回、合計が90戸となり、**ガス事業法の適用**となる。

判断事例②集合住宅：住居表示が取り入れられていない場合

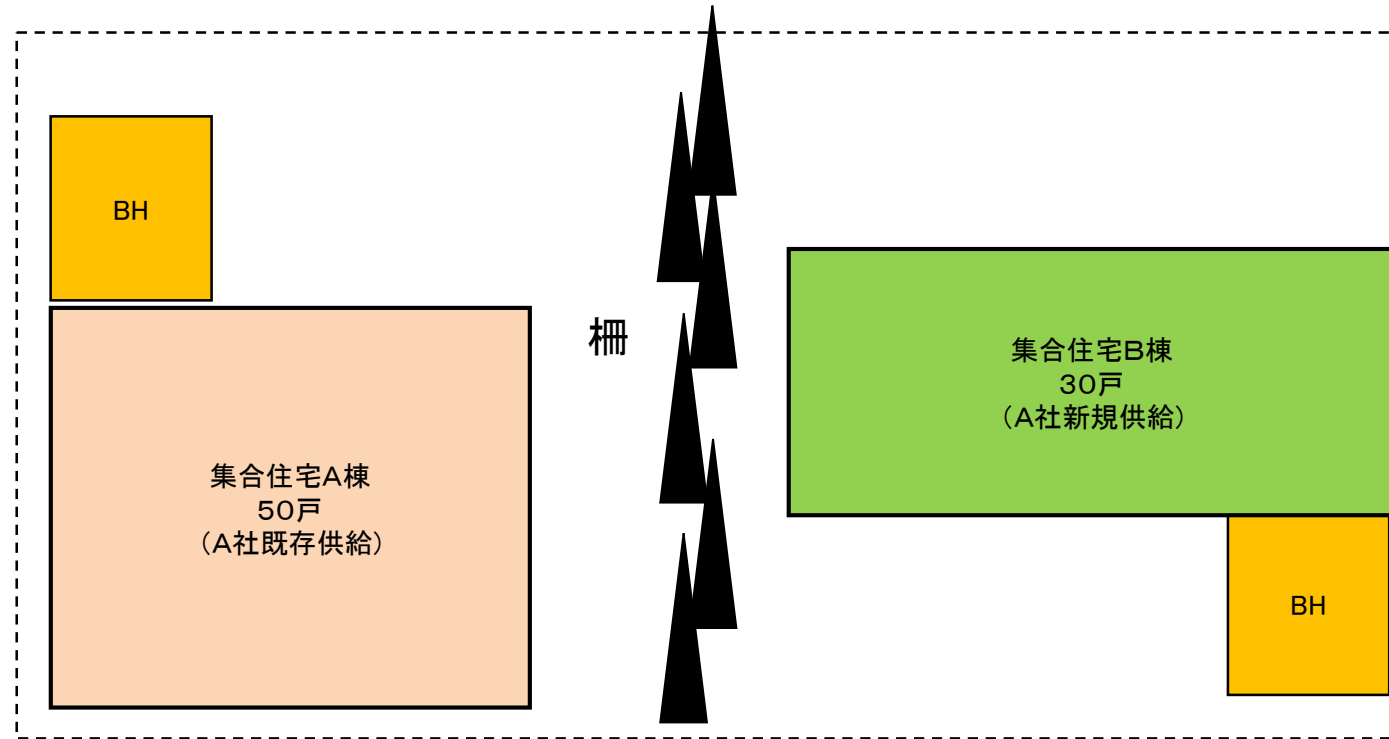
- ・住居表示が取り入れられていない集合住宅A(50戸)の近くに集合住宅B(30戸)が建つことになり、自社で供給することになった



B棟の建つ敷地とA棟の建つ敷地が、他の建築物の用に供されている敷地により完全に分断されている場合、それぞれが「**街区に類する区画**」となる。今回、集合住宅AとBは敷地に隣接部分がないため、**ガス事業法の適用外**となる。

判断事例②集合住宅：住居表示が取り入れられていない場合

- ・住居表示が取り入れられていない集合住宅A(50戸)の近くに集合住宅B(30戸)が建つことになり、自社で供給することになった

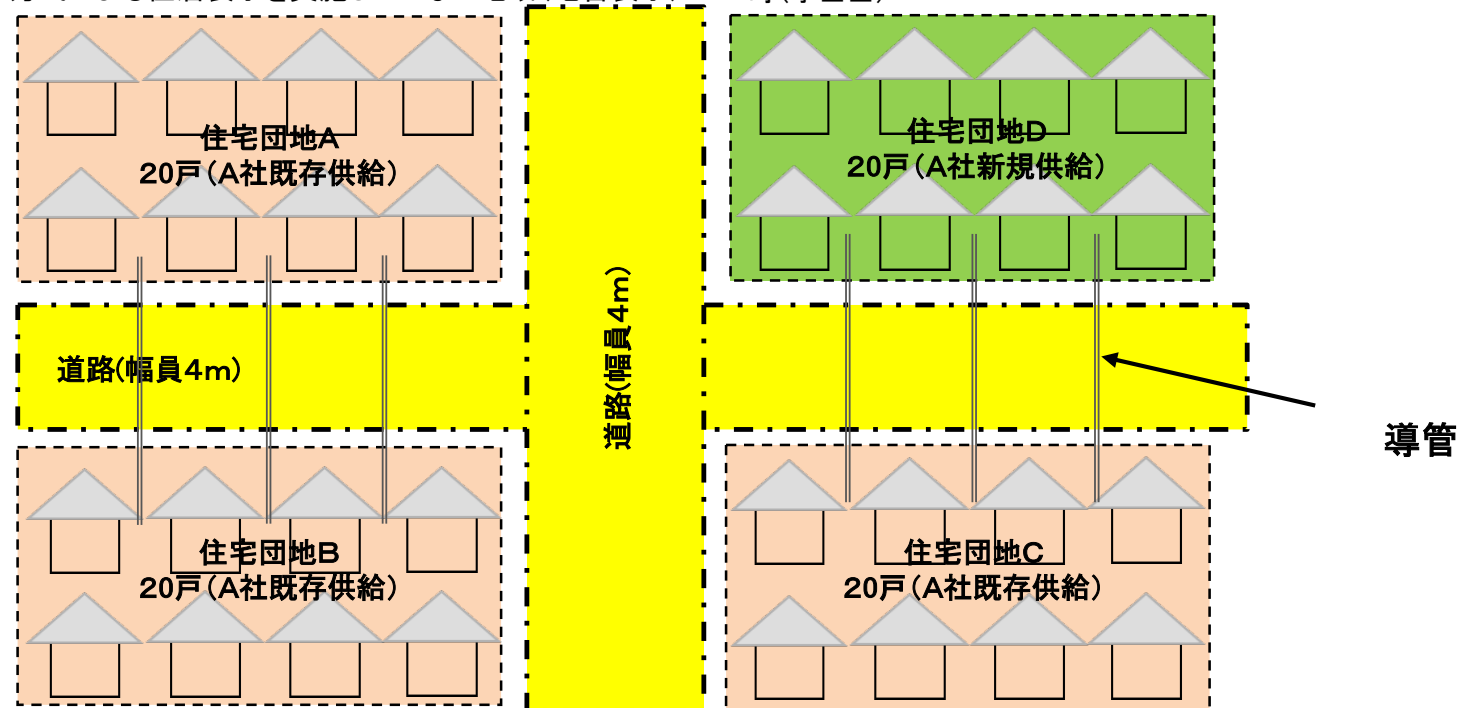


B棟の建つ敷地とA棟の建つ敷地に物理的障壁がある場合において、それらが**恒久的な施設**でない場合はまとめて「**街区に類する区画**」となる。今回の場合は、恒久的な設備ではないため**ガス事業法の適用**となる。

判断事例③戸建住宅：住居表示が取り入れられていない場合

- ・住居表示が取り入れられていない場所において道路を横断するように住宅団地Dに供給することになった。

街区方式による住居表示を実施していない地域（地番表示）××町（字□□）

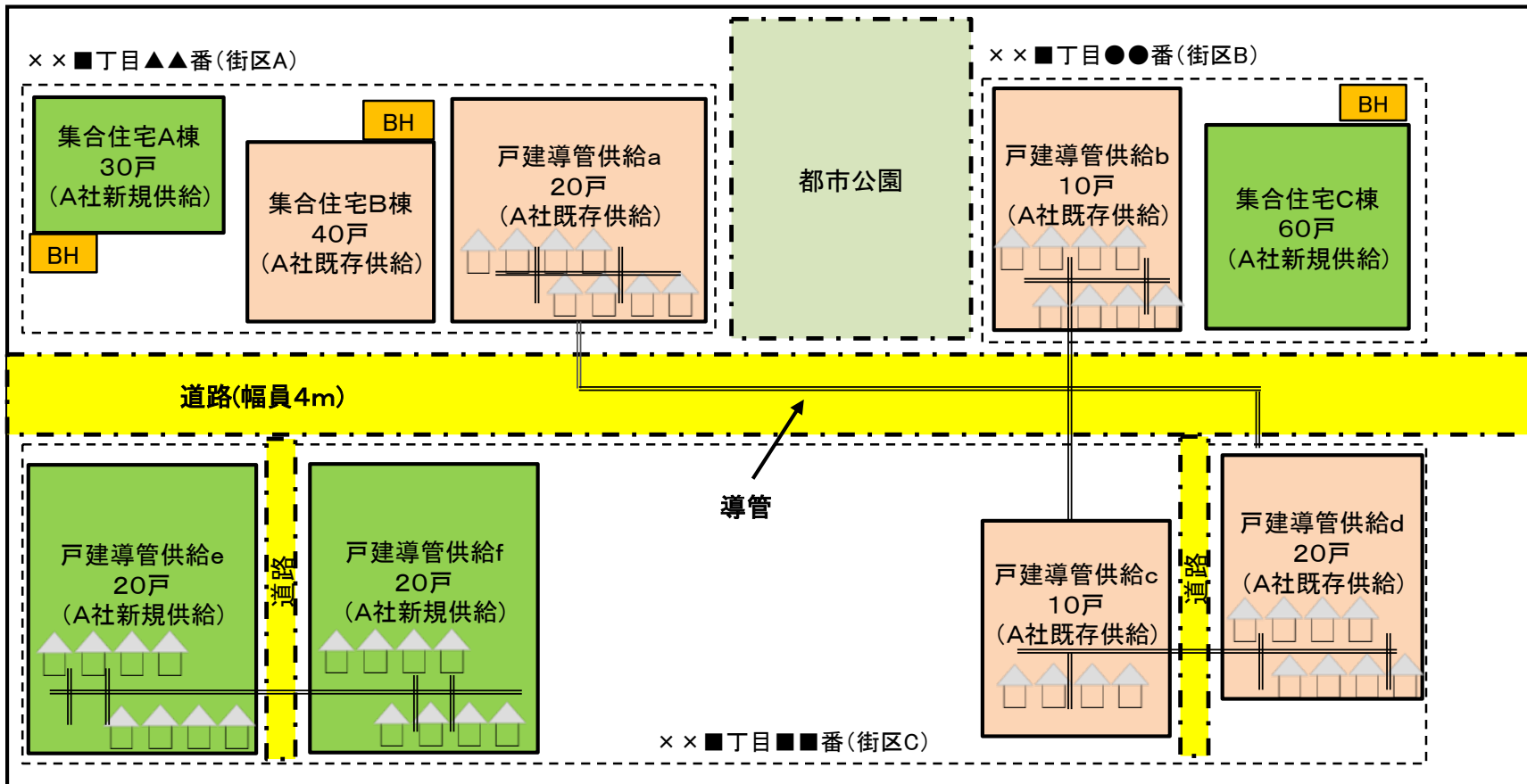


4 mの道路があるため住宅団地A、B、C、Dそれぞれが「**街区に類する区画**」となるが、しかし、道路を横断又は並行する導管によって供給が行われているため、この場合の「一の団地」は、「**街区に類する区画**」ではなく、「**町又は字**」となり**ガス事業法の適用**となる。

判断事例④集合・戸建住宅が混合している場合

- ・今まで道路を横断する導管による供給a~d及び集合住宅Bに供給していたが
今回集合住宅A、C及び戸建住宅e,fに供給することになった

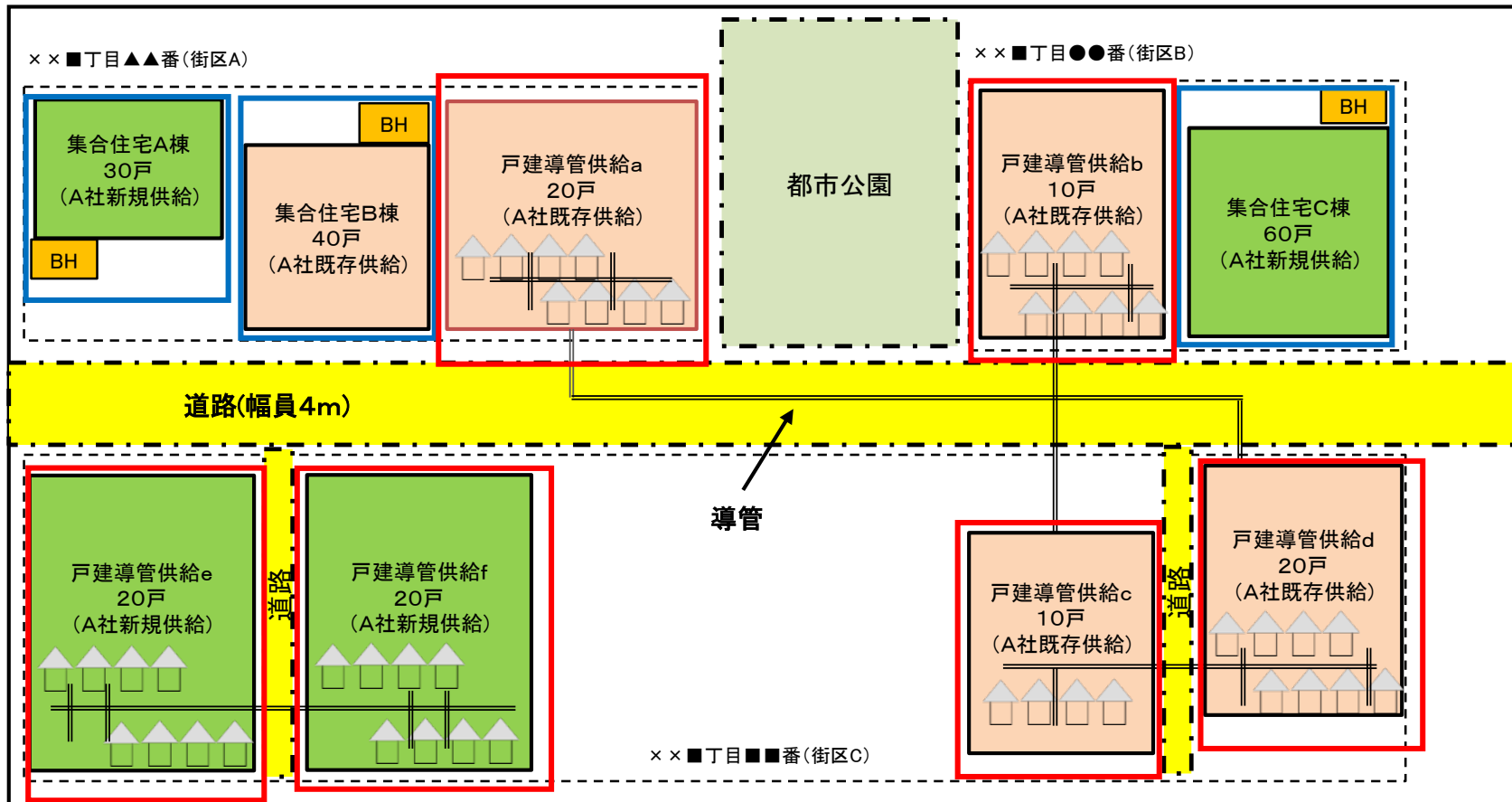
町(××■丁目)



判断事例④集合・戸建住宅が混合している場合

- ・考え方
供給形態が道路を横断しているかどうか分類する

町(××■丁目)

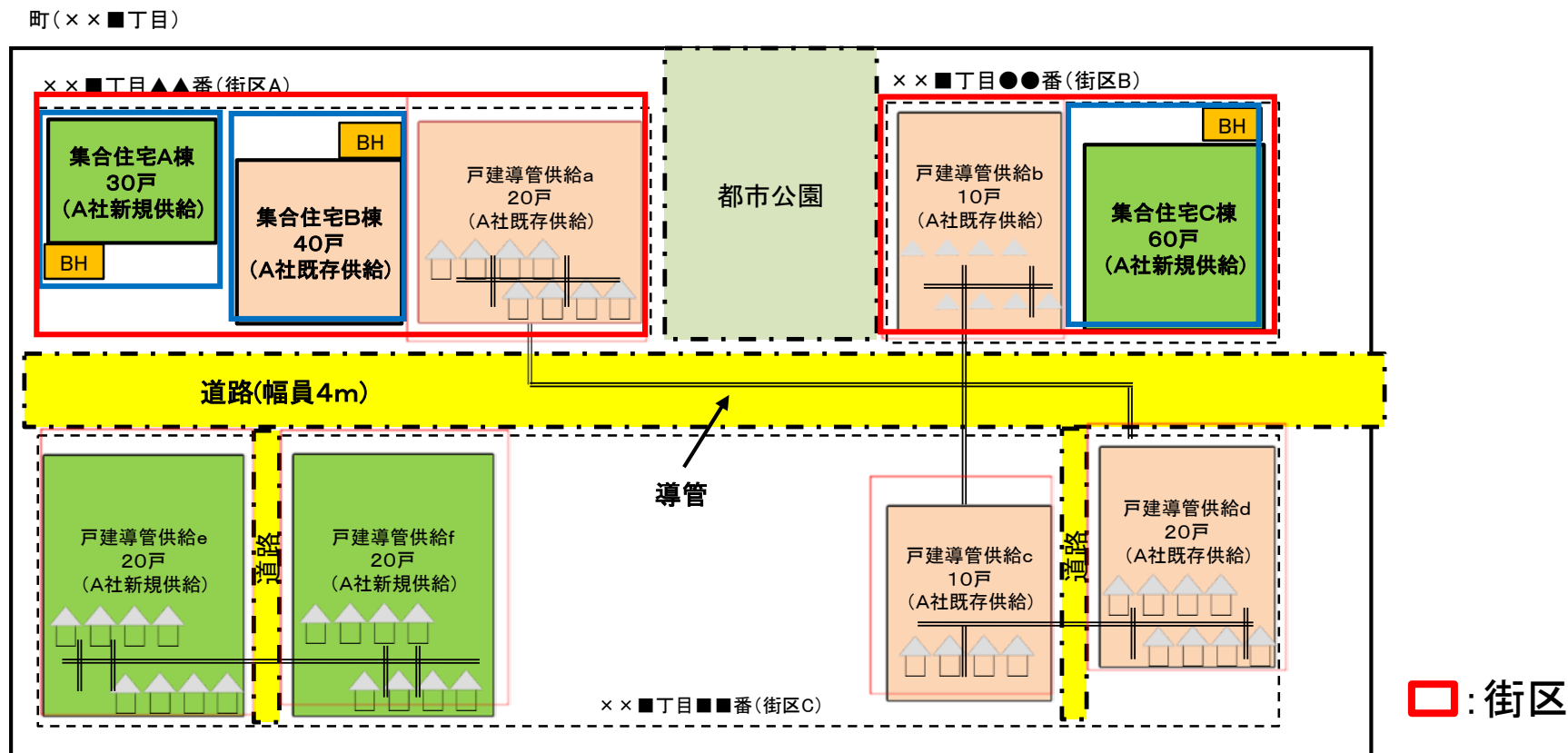


※道路を横断または平行して供給する導管において、数戸のアパートがある場合でも戸建としてカウントする

□: 集合住宅型

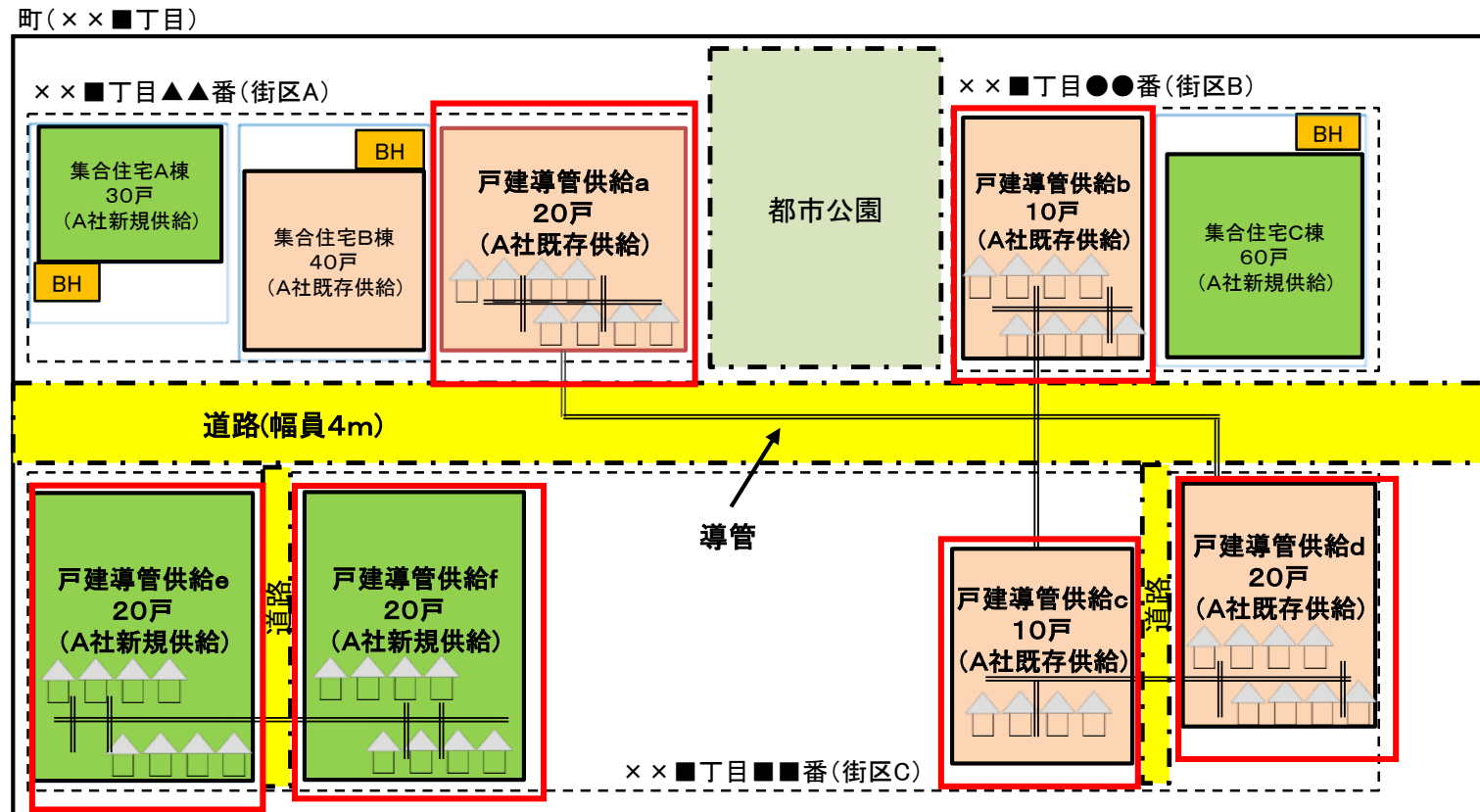
□: 戸建住宅型

判断事例④ 集合・戸建住宅が混合している場合



住居表示が取り入れられる区画では街区によって判断されるため、××■丁目▲▲番(街区A)は集合住宅A及びBの合計70戸となる。××■丁目●●番(街区B)は集合住宅Cの合計60戸となるため、**集合住宅A及びBがガス事業法の適用、集合住宅Cがガス事業法の適用外となる。**

判断事例④ 集合・戸建住宅が混合している場合



※道路を横断または平行して供給する導管において、数戸のアパートがある場合でも戸建としてカウントする

A社が戸建導管供給e及びfに新規供給を開始する場合、当該戸建導管供給に係る一の団地は、「町(××■丁目)」となる。上記の場合、導管形態が異なる「道路を横断又は並行しない導管」によって供給されている集合住宅の供給地点数については、合算しない。よって、「町(××■丁目)」を一の団地とするA社の総供給地点数は、同一町内の同じ導管形態である「道路を横断又は並行する導管」により供給されている戸建導管供給a～fを全て合算した100戸となり、戸建導管供給a～fは全てガス事業法が適用される。

7.平成30年度立入検査の指摘事項について

平成30年度立入検査の指摘事項について

- 平成30年度は、19事業者（91地点群）に対して立入検査を行い、5事業者（5件）に対し指摘をした。
- 立入検査の実施内容は、①許可、登録事項の適合状況及び②その他ガス事業法の遵守状況の確認。

（2） 指摘事項及び件数

項目	指摘事項	件数
法令等	通知書等が適切に保存されていない	0
	登録事項の内容に変更があった際に、手続きが適切にされていない	0
	地位承継、休止、廃止又は法人解散があった際に、手続きが適切にされていない	0
	<u>登録事項と実態に差異があった</u>	<u>5</u>
	供給計画届出（変更届出）が適切に提出されていない	0
	小計	5
その他	その他	0
総 合 計		5

立入検査の指摘事項①

- 旧法時代に、宅地造成の計画の状態において、旧法に基づき許可を取得した。
- 許可を得た後、区画整理が実施され、地点数や地番表記に変更が生じたが、その際に旧法に基づく変更許可を受けていなかった。

重要

計画段階で許可を受けた団地は、以下のような実態との「ずれ」について確認が必要！！

◆確認ポイント

- ・許可地点数と現在の地点数に「ずれ」がないか
 - ・供給約款、小売登録時に記載している住所と実際の住所に「ずれ」がないか
- これらを確認するには、①実際(最新版)の図面を用意すること、②直近でガス事業課に対する手続きを行った際の図面を用意すること。
- ①と②に相違が無いか確認する。相違があった場合には、速やかに変更の手続きを行うこと。

必要な手続き

- ◆経過措置団地・・・改正法附則第29条により、指定旧供給地点変更許可申請、その後、法第7条により、ガス小売事業変更届出
- ◆非経過措置団地・・・法第7条により、ガス小売事業変更届出

立入検査の指摘事項②

- ・ 許可を受けた団地において、当初 1 地点分として許可を得ていた地点に 6 部屋のアパートが建設され、自社で供給することとなった。
- ・ 6 地点増えたとしても、許可地点数の総数以内であったことから変更の手続きを行っていなかった。

重要

集合住宅や2世帯住宅のように1地点内で複数の地点が出来る(分割)の場合には、手続きが必要！！

◆確認ポイント

・集合住宅の場合、基本的には各部屋毎に地点としなければならないという認識をもつこと
→これらを確認するには、①直近でガス事業課に対する手続きを行った際の図面を用意すること。②約款又は小売登録時の地点一覧を用意すること。

①と②に相違が無いか確認する。相違があった場合には、速やかに変更の手続きを行うこと。

必要な手続き

- ◆経過措置団地・・・改正法附則第29条により、指定旧供給地点変更許可申請、その後、法第7条により、ガス小売事業変更届出
- ◆非経過措置団地・・・法第7条により、ガス小売事業変更届出

立入検査の指摘事項③

- 許可を受けた団地において、近くに導管による供給をしている集合の住宅があった
- 一の団地に該当する範囲に入っているにもかかわらず、地点の増加手続きを行っていなかった。

重要

地点が増加する場合には、一の団地の適用範囲が変わる可能性があるため注意が必要！！

◆確認ポイント

・地点変更を行う団地の近くに自社が導管供給している集合住宅等の小規模導管供給地域がないか確認し、あった場合は、一の団地に該当するか確認すること。判断が難しい場合は、局に相談すること。

必要な手続き

- ◆経過措置団地・・・改正法附則第29条により、指定旧供給地点変更許可申請、その後、法第7条により、ガス小売事業変更届出
- ◆非経過措置団地・・・法第7条により、ガス小売事業変更届出

ご清聴ありがとうございました。

【お問合せ先】

〒330-9715

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1

合同庁舎 1 号館 8 階

関東経済産業局

資源エネルギー環境部 ガス事業課 小売事業係 あて

T E L : 0 4 8 - 6 0 0 - 0 4 1 4

F A X : 0 4 8 - 6 0 1 - 1 2 9 8

U R L : <http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/gas/index.html>